

2005年度 プロジェクト報告書

指導教授：大村和夫先生

題名：個別契約によるシルバーライフサポート事業

大学院イノベーション・マネジメント研究科

イノベーション・マネジメント専攻専門職学位課程

学生証番号:05W0012

氏名：里村佳子

目次

1. はじめに
2. 新規事業のバックグラウンド
 - (1)社会福祉法人政樹会設立の経緯
 - (2)社会福祉法人の意義
 - (3)社会福祉法人の限界
 - (4)社会福祉法人政樹会理念
 - (5)社会福祉法人政樹会の運営する事業
3. 事業の名称
4. ビジョン
5. 社会的背景
 - (1) 高齢化の現状
 - (2) 高齢者の状況
 - (3) 介護保険の現状
6. 事業の目的
7. 事業の内容
8. 事業の優位性・独創性
9. 市場
 - ①利用者ニーズ
 - ②競合相手
 - ③市場調査
10. リスクと課題
11. サービス料金の設定
12. 売上と利益計画

1. はじめに

まず、はじめに呉から東京へと新幹線通学となった私を温かく受け入れて下さり、ご配慮のあるご指導でここまで支えてくださいましたイノベーション・マネジメント研究科の先生方に謝辞を申し上げたいと思います。

思いがけず、社会福祉施設の園長に就任し、大学院生との二足の草鞋をはけるかどうか迷っていた私でしたが、藤村先生が背中を押してくださいました。そのタッチがなければ自分の能力を省みない無謀とも思える決断はできませんでした。

また、学友の皆様にも感謝の意を表したいと思います。イノベーションとは程遠い私を精神的に時には能力的に支え助けて下さいました。学友のさりげない一言にどれほど励まされ、慰められたことでしょうか。ありがとうございました。

そして何より、仕事で追われる私をお気遣い下さり、細やかなご指導を下された大村先生に心から感謝致したいと思います。時にはくじけそうになる私をウィットに富んだ叱咤激励でご教示くださいました。先生の噛み砕いたご指導があったからこそプロジェクト報告書はできました。

広島学会の帰りにわざわざ呉にまでお越し下さり、施設を見学し、現状の法人のコアコンピタンスをプロジェクトに具体的にどのように活かせばよいのかをご助言くださった洞口先生の存在も忘れられません。

私にとって大学院での学びは乳飲み子が離乳食なしに固形食に移ったようなものでしたが、固形食を嚥下したからこそ(消化できたかどうかは分かりませんが)、呉市の新事業の公募に応募し、事業計画書が1位に選ばれ、4月には新規事業の開所も決まりました。また、3月にも新施設開設を目指して、呉市の公募に応募し、コンペにのる予定です。

法政大学に在籍しなければ、会えないような方々との出会いも私の財産となりました。

これから、イノベーション・マネジメント科で学んだ総てをめぐり変革する介護の世界で、活かしていきたいと願っています。福祉の心と経営のコラボレーションの実践をビジョンにかかげて。

2. 新規事業のバックグラウンド

(1)社会福祉法人政樹会設立の経緯

平成7年呉市の中心部にある土地を提供したいというクリスチャンの申し出を受けて、市内の20数箇所のプロテスタントの教会が協力して高齢者の福祉施設を創ろうという話が持ち上がった。

昭和25年より呉市に福祉施設建設を願っていた障害者と教会問題を考える会があり、土地の提供とその考える会のビジョンが一致し福祉施設を創る道が開かれたのである。

施設を創るためには、社会福祉法人を設立して認可を受ければ、補助金がもらえる。それで、まず社会福祉法人の設立から始めようということになった。

社会福祉法人の設立には様々な法律的縛りがあり、例えば理事は社会福祉法人の参画経験が必要であるとか地域の代表がいなければいけないとかである(資料1)理事はスムーズに決まったのだから、平成8年ちょうど広島県出身の厚生労働省事務次官の特別養護老人ホームの補助金にまつわる収賄事件もあり、県が監査は財務諸表が読める人ということでその人事が難航したが、いくつもの難題が生じる度にやはりプロテスタントの教会が母体である福祉施設キングスガーデン(現在私どもの法人のようにサポートを受けて設立されたキリスト教福祉施設が連合を組んで、年に1度の海外研修や国内研修を合同で行っている)、から時に適ったサポートをしていただき、社会福祉法人政樹会は平成9年9月に認可された。

法人の認可はおりたものの、資金集めも困窮した。全国から寄付も募った。貧しい生活の中で精一杯寄付してくださる方々の真心に触れるたびに、その思いに応えられるような施設にしたいとミッションにかられたものである。

資金集めの一環で、ある一人の音楽家の好意でイギリスからアカペラグループ・スコラーズを呼んで、チャリティコンサートを開催した。呉市ではクラシックは観客を呼べないといわれていたが、文化ホールの観客席が全て埋まった時の感動は今も忘れられない。

そしてついに、平成10年ケアハウス・デイサービス呉ベタニアホームを開所することとなる。ケアハウスとデイサービスのための運営では経営はなりたたない。まして福祉施設運営の経験のない者ばかりの集まりではと、既存の施設の方々から危惧を随分されたものであるが、地域に良い評判をいただき経営も順調に進む。

さらに平成14年呉市の委託事業である在宅介護支援センター、平成16年居宅介護支援事業所を開設し今日に至っている。

資料(1) 社会福祉法人の認可について(社会福祉法人審査基準)

平成 12年 12月 1日

障第890号、社援2618号、
老発第794号、児発第908号
各都道府県知事、指定都市市長、
厚生省大臣官房障害保健福祉部長、
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について(通知)

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について(昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)においてお示してきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の交付施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- (1)地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- (2)役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- (3)財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙1 第5(5)を除いて地方自治法(昭和22年法律

第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有することから、その本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、地域の様々な福祉 需要に応える公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)を積極的に実施することが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料

金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

(6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

(7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

(1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。

(2) 当該法人の行う社会福祉事業の纯粹性を損うおそれのないものであること。

(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

(1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

(2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

(3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。

(4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

(6) 当該事業を行う上に必要な資産は、社会福祉事業及び公益事業の用に供する資産と明確に分離できるものでなければならず、また、当該事業にかかる借入金、概ね収益事業用財産の2分の1を超えない範囲内でなければならないこと。

(7) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の

貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)及び(6)は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 小規模な障害者通所授産施設を設置する場合

これについては、「障害者に係る小規模通所授産施設を経営する社会福祉法人に関する資産要件等について」(平成12年12月1日障第891号・社援第2619号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第054008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 構造改革特別区域において、「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、運用財産、公益事業用財産(公益事業を行う場合に限る。)及び収益事業用財産(収益事業を行う場合に限る。)とすること。

(1) 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円(この通知の発出の日以後新たに設立される法人の場合には、1,000万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業又は知的障害者居宅介護等事業(以下「居宅介護等事業」と総称する。)の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営

を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日社援発第0508002号)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会(以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。)にあっては、300万円と100万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからカまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) 運用財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産であること。

イ 運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に分離して管理すること。

3 資産の管理

資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。

4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員

- (1) 関係行政庁の職員が法人の役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その役員となっても差し支えないこと。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。

2 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。
- (2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づき、その内容を登記すること。
- (3) 理事の定数は6人以上とすること。
- (4) 各理事と親族等の特殊の関係のある者が、関係法令・通知に定める制限数を超えて選任されてはならないこと。
- (5) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (6) 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (7) 社会福祉施設を経営する法人にあつては、施設経営の実態を法人運営に反させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (8) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当

該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

3 監事

- (1) 監事は、当該法人の理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任することはできないこと。
- (2) 監事は、法人の財産状況等の監査を行うものであることから、うち一人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者でなければならないこと。また、監事が監査を行った場合には、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、法人において保存すること。
- (3) 監事のうち一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。
- (5) 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

4 評議員会

- (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業または保育所を経営する事業のみを行う法人については、この限りでない。
- (2) 評議員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要であること。
- (3) 評議員会を設ける場合は、役員の選任は評議員会において行うことが適当であること。

- (4) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと。
- (5) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- (6) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を評議員として加えること。

5 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

なお、法人が外部監査を活用した場合において、法人が、法第59条の規定による現況報告書と合わせて当該外部監査の結果報告書の写し2通を所轄に提出したときは、**実地検査**(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般検査としての実地検査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(3)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人

の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」(以下「会計基準通知」という。)の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「法人会計基準」という。)第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知の4(1)②及び③の法人が法人会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により法人会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類)が、これに該当するものであること。

また、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。さらに、法人が公益事業又は収益事業を行っている場合には、これらの事業に関する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に関する監事の意見を記載した書面についても、法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならないものであること。

なお、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。

6 その他

- (1) 役員の定数は、確定数とすること。
- (2) 理事及び監事については、法律上はその定数の三分の一までは欠員が認められているが、法人の運営上からは、一名でも欠員が生じた場合には、できる限り速やかに補充を行うことが望ましいこと。

(3) 役員の任期は、法第36条第2項により、2年を超えることはできない。ま

た、任期満了前に次期役員を選任することが適当であるが、任期満了の後であつても後任者が選任されるまでは、前役員がなおその職務を行うこととして差し支えないこと。ただし、この場合にも速やかに次期役員を選任しなければならないこと。

(4) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

第4 法人の認可申請等の手続き

1 所轄庁(略)

2 法人の認可審査の手続(略)

3 その他

(1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。

(2) 設立代表者又は法人代表者への就任を予定している者が既に別の法人の代表者である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

(2)社会福祉法人の意義

社会福祉法人の意義について考える時、その発足と由来から考えざるをえない。

社会福祉法人制度の発足は、昭和13年に厚生省が設置されたことに遡り、民間の社会福祉施設は孤児院が中心で、財団形式で基金で運営されていた。

第二次世界大戦後、街や駅には孤児があふれかえりインフレが起こり、基金で運営されていた民間の福祉施設は経営ができなくなっていた。その孤児を救うために、政府は、民間の社会福祉施設に対して補助金を出そうということになった。

しかし、憲法第 89 条「公金その他の公の財産は宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属していない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」に抵触するということで、昭和 26 年社会福祉事業法が制定された。

その 54 条により民法第 34 条にある社団・財団ではない社会福祉法人という特別の法人をつくらせて公の支配に属させ、公的支配に属しているがゆえに補助金をだせるというスキームをつくったのである。

つまり、本来は公立施設で行うべきことをその施設がつかれないため民間社会福祉法人に委託して実行するというシステムなのである。

その当時の日本は国民が皆貧しく、食料にも事欠くような時代であったので、社会福祉事業は社会的弱者を救済する慈善・博愛の事業であった。

ところが、現在の社会情勢は激変し、少子化のため子供たちは物質的には満たされ、65 歳以上の高齢者の貯蓄額は 2423 万であるといわれている。

社会福祉法人が設置された時代とは異なり、特に応益負担の介護保険が導入されて要介護の高齢者であれば誰でも利用できるようになり、社会福祉事業は普遍的なものに性質を変えている。

豊かになった現状においての、社会福祉法人の意義を考えると、高齢者については、年金さえも掛けていなかった低所得層へ手厚く事業を展開することと、物質的には恵まれていても、社会情勢の変化の結果独居や認知症などで在宅での生活を維持できなくなっている高齢者に対して解決の道をつけるなど、児童に関しては社会問題にもなっている親からの虐待や不登校、閉じこもりになった子供たちへの対応など営利を目的とする民間企業ではできない分野に特化していくことではないかと考える。

社会福祉法人の特典の一つとして、勤務する職員の退職金を本人の負担なしに国と県と施設で掛け金を按分する退職金の制度がある。その退職金の給付額は公務員並みである。(平成 18 年 4 月より介護保険事業を提供する事業者は全額事業者負担になる予定である)

さらに、国税、地方税、固定資産税などが課税されていないので、介護保険事業などは民間企業と競争すると課税されない分数字の上では有利である。

その有利な部分で、利益がでそうもない事業を進出することが机上では可能であるが、行政による規制、指導のもとにある社会福祉法人は非効率的、労務コストの高い体質で現実的には不可能に近い。

しかし、地域に密着している社会福祉法人は、介護保険導入時にはコムスンさえ撤退させたという底力を持っており(現状はコムスンは積極的に介護事業に手を広げ、利益も出している)むしろその強みを活かして、地域に貢献することが社会福祉法人の意義となろう。

民間企業は利益の出ない事業からは撤退することは可能だが、社会福祉法人はそれが許されない。利益がでなくても、その地域で住民の生活と密着してサービスを提供する社会福祉法人は、地域にとって安心と信頼される存在である。

昨今呉市では台風や地震など天災に見舞われることが、多々あったが、その時社会福祉法人として、独居で不安に苛まれるの高齢者を中心に災害の状況を確認するため個別に訪問をしたり、困っていることがないかなどを電話で確認をし何があれば職員が駆けつけ援助活動を行った。

これも、地域に密着している、社会福祉法人の責任ではないかと考える。

また、地域の高齢者の閉じこもり防止、介護予防のためのサロンを自治会と連携してボランティアにも関わってもらい施設を開放して行っているのも社会福祉法人であるからこそできることかもしれない。

さらに、地域の児童や小学生、中学生に世代間を越えた交流の場として施設を提供している。最近では高校の授業の一環としてインターンシップの受け入れ、看護学生あるいは大学生の実習先として夏休みを利用した高校生のボランティア体験など社会福祉法人の役目は多様である。

もう一つ、社会福祉法人の働きとして、福祉にミッションを持った専門性のある人材を育成することがある。

能力や技術はやる気があれば、後からついてくるが、ミッションを持った人を育てるのは容易ではない。人と関わる福祉の分野で働く職員はその人となりの人生における価値観・人生観を問われる。その職員が人生において何を大切にし、何を選択していくのかアイデンティティの問題にまで及ぶ。

ミッションのある専門性を備えた職員を養成するためにはある程度の時間を必要とするので、在職年数の短い福祉の職場において腰を落ち着けて働けるよう、福利厚生を整えたり、待遇を見直したりすることも重要であろう。

また、真面目な職員ほど利用者の立場に立って感情移入をする傾向があるので、バーンアウトしやすい。それを支援するためにスーパーバイザーの存在も離職率を低下させる要素となる。

社会福祉法人はそのようなこれからの社会福祉を担う人材を養成するのも緊急を要する責務であろう。

最後に介護保険が変革する中、社会福祉法人にも課税の問題は避けては通れない。民間企業も積極的に参入してきて、これから福祉法人もM&Aというのも考えられる。今まで、経営戦略には疎かった社会福祉法人はその分野においても専門性を身につける必要性にかられている。

社会福祉法人としての責任を果たしながら、民間企業にも負けない財務体質をもった法人としてこれからも地域に根ざして地域住民のために貢献することで、社会福祉法人としての意義が見出される。

(3) 社会福祉法人の限界

- ① 社会生活を営む上で、支障をきたしている高齢者の問題(独居や認知症の高齢者は、生活上の不安や問題をどこに持っていき、どのように解決すれば良いのか分からない。金銭の管理などは、介護保険制度ではなく、成年後見制度でないと行えない。こうした高齢者は制度の谷間に置き去りにされている)を解決するための事業を展開したいとビジョンを持っていても、社会福祉法人は本来の社会福祉事業の支障のない範囲においてのみ公益的取り組みしかできないので、結果として経営的に法人負担のサービスになるためこの足を踏まざるを得ない。
- ② 社会福祉法人は社会的な支援が必要な者に対して、福祉サービスを提供することをミッションとしており、国から補助金が投入されていることもあり、事業の自由な参入や撤退が認められている企業と異なり、利益が出ない事業であっても安易に撤退することが許されていない。
もし損失を出したとしても、補填は寄付行為などに頼るしかないので、意思決定に時間がかかる。
- ③ 画一的な行政の規制が強いので、職員の処遇まで都道府県の指導監督のもとに法人運営をしなければならない。そのため非常勤で対応できる職務も常勤で配置しなければならず、職員の数人的にも利用者のニーズに適ったサービスを提供しにくい。
さらに、人件費率が高いので、職員の研修などに予算を割けないなどの問題が派生している。
また、専門性を深め利用者のために一生懸命努力した職員もそれなりに働いた職員もインセンティブのない画一的な行政の指導の給与体系で職員のモチベーションが上がらない。
- ④ 社会福祉法人の職員に対する社会的評価がまだまだ低く、その専門性においても医療関係者に比べると評価は低いので、専門職としてのプライドが持ちにくい。

その上、職場環境は明らかに 3kで、一般企業に比べて給与の割には激務、福利厚生は整えられていないので、それが短い在職年数の原因の一つになっている。

- ⑤ 社会福祉法人は営利を目的としないので、その剰余金を引当金で計上していた場合引当金の目的と異なる用途で取り崩そうとすれば行政に伺いをたてなければならないなど剰余金の使途についても規制がある。
また、剰余金が収入決算額の5%相当額を上回る場合、その発生原因を収支分析表を提出し、その結果職員待遇・入居者処遇に施設運営上不適切な事由が認められた場合は改善計画を提出しなければならず、効率的な経営ができない。

(4) 社会福祉法人政樹会理念

聖書「わたしの兄弟であるこの最も小さいものの一人にしたのはわたしにしてくれたことなのである。」マタイのよる福音書25章40節

施設理念 聖書

「人にしてもらいたいと思うことを、人にもしなさい」ルカによる福音書6章 31 節

運営理念

「政樹会は主イエス・キリストの平和がすみずみまでゆきわたる共同体による運営をめざします」

呉ベタニアホーム賛美歌

キリストの平和がわたしたちの心のすみずみにまでゆきわたりますように。

キリストの命がわたしたちの心のすみずみにまでゆきわたりますように。

キリストの栄えがわたしたちの心のすみずみにまでゆきわたりますように。

主の祈り

天にましますわれらの父よ。願わくばみ名を崇めさせたまえ。

み国を来たらせたまえ。み心の天になるごとく地にもなさせたまえ。

我らの日用の糧を今日も与えたまえ。

我らに罪を犯す者を、我らが許すごとく、我らの罪をも許したまえ。

我らをこころみに会わせず、悪より救いだしたまえ。

国とちからと栄とは、限りなく、汝のものなればなり。

アーメン

法人の理念である聖書わたしの兄弟であるの「わたし」とはキリストのことであり、これは、キリスト自身の言葉であり奉仕する真心を表している一説である。「この最も小さい者」というのはこの世の中であって見捨てられた者、病の床であって苦しんでいる者、貧困にあえいでいる者など社会的弱者を表す。

社会福祉法人政樹会は、法人の理念に謳ってあるように「この最も小さい者」に対してキリストの愛を持って、献身的に仕えることをミッションとしている。

具体的には、福祉事業を通して高齢者の夕暮れ時に「光」となることができるよう、法人の役員・職員一同一致した理念でそれぞれの職務を果たしている。

職員は施設の理念である人にしてもらいたいと思うこと、つまり自分が人からしてもらいたいと思うケアを高齢者に提供するというビジョンを持って、常に研鑽しより専門性を深めていけるよう精進する。また、施設も法人の理念を継承でき、専門性を持った職員を育成することに尽力をそそぐ。

また、運営理念にもあるように、イエス・キリストの平和が法人内部において、職員間において、施設利用者のなかに、ボランティアとの関係において、地域に貢献することで実現できる共同体による運営を目指す。

そのために、平成7年より月に1度開かれている呉市のクリスチャンの有志による政樹会祈り会でさまざまな運営上の課題や問題を祈りによって支えていただいている。理念を職員間に根づかせるために、朝礼は賛美歌・主の祈り・お祈りで一日が始まる。必ず、職員採用時に当施設がキリスト教の愛の奉仕に基づいて運営されていることと母体はプロテスタントの教会であることを伝え、個人がキリスト教以外の信仰をもっても差し支えはないが、その朝礼のあり方や施設の風土について理解していただきたいと話し、そこを承諾してもらえる職員を採用している。

さらに、今も世界でベストセラーを誇る聖書を知るためにあるいは理念の継承も含めて、職員のための聖書研究会を隔月で近隣の牧師を招いて開いている。この会は6年間継続されている。

施設の入居者のメンタルケアとして、毎週木曜日に市内の牧師が当番制で施設に来てくださり、聖書からメッセージを語って高齢者の人生の締めくくりの時が平安で喜びのある生活ができるよう、職員だけではできない部分をサポートしてくれている。

社会福祉法人政樹会は設立の経緯にもあるように、全国のクリスチャンの祈りと尊い献金によって建てられた施設であり、経験者や専門性のない者がただただキリストの愛の実践をミッションにかかげて呉ベタニアホームを運営し始めた。

当初よりさまざまな難題を抱え発足したが、そしてこれからもいろいろな困難にぶつかると思うが、その時々には神様は不思議なように最善の道を開いてくださり、乗り越えさせてくださっている。

社会福祉事業としては後発で、キャリアや専門性においては他法人に譲る面がある

かもしれないか、福祉を行うことを目的としている法人としてミッションにおいてはどこにも劣らないという自負をもっている。それが法人としてのコアコンピタンスである。

(5)社会福祉法人政樹会が運営する事業

① 施設概要

所在地 呉市本通四丁目3番21号

事業開始年月日 平成10年10月9日

建物 鉄骨造陸屋根9階建て 1801.1 m²

1階 在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所 事務所

2階 デイサービスセンター

3階 食堂 厨房 宿直室

4階 ~ 8階 ケアハウス

9階 庭園 浴室 多目的ホール

ケアハウス定員 34名

デイサービス 定員 30名

職員 ケアハウス:園長1名 生活指導員1名 介護職員2名 栄養士1名
調理員 7名 その他 5名

デイサービス: 園長兼務1名 生活相談員1名 看護師2名 介護職員
7名 運転手1名

在宅介護支援センター 管理者兼務1名 社会福祉士 1名

居宅介護支援事業所 管理者兼務1名 ケアマネージャー2名

法人事務 1名

② ケアハウス呉ベタニアホーム

ケアハウスは、厚生省が高齢化社会に対応して、平成11年までの高齢者保険福祉10ヵ年計画の中で新たに設けられた福祉制度である。

子供はいるが遠方で同居できない、子供がいても自由気ままに生活したい、子供がいなくて老後に不安がある、持病を持っていて夜間に不安がある、妻に先立たれて食事に困っているなど事情のある方々が、健康で安心した老後を送れるよう自立に必要なケアを提供する在宅扱いの施設である。

入居者の生活や心身の状況に考慮したバリアフリーの住宅機能と栄養士の管理した健康な食事・安全な入浴といった日常の生活を提供し、入居者が希望すれば、住み慣れた地域で自宅を残したまま生活することができ、入居してからも勤務することも可能である。

個室のため個人のプライバシーは守られ、外泊、外出も自由で、ボランティアの先生によるコーラス・俳句・刺繍・書道・聖書のお話などのサークル活動、クリスマス会やお花見・新春会・敬老親睦会・花火大会といった行楽の催しなど入居者間の交流を楽しめる。

入居者のかかりつけ医・近隣の医師・協力医と連携を図り急病などに対応できるよう万全に備える。居室にもナースコールが引かれ、夜間も宿直員がおり24時間の安心を提供。

さらにセキュリティにも配慮し、警備会社との契約も締結されている。

ケアハウスでの入浴が心身的に無理になった場合は、介護保険で、併設されているデイサービスを利用したり、居室の清掃や洗濯が独力では無理になった場合訪問介護サービスを受けることもできる。

ケアハウスはあくまで、身の回りのことは自分で管理できる方が対象なので、寝たきり、認知症になった場合はご本人と保証人と話し合いの上、次の施設への紹介などもしている。

以上のように自立と自由と安心を確保された恵まれた環境の中で、自分の意思によって自分らしく生活できるケア付きマンションである。

③ 施設の特徴

呉市の中央部に立地し、社会生活上必要な諸施設(市役所・総合病院・銀行・郵便局・公民館・公園・商店街)が徒歩圏内にある。また、呉市の全てのプロテスタントのキリスト教会サポートで施設独自のボランティア組織があり、職員だけでは行き届かないところを補っており、より豊かな生活ができる環境にある。

④ 入居資格

- 60才以上の方(夫婦どちらかが60才以上)
- 身の回りのことは自分でできる方
- 保証人を2名お願いできる方
- 利用料を滞納されないで支払うことが可能な方

⑤ 利用料金

利用料金＝①管理費＋②生活費＋③事務費

① 管理費	<p>一般の集合住宅の家賃に相当する。 入居時に支払う一括払い管理費 209万円(20年分の前払金)</p> <p>毎月支払う月払い管理費(月額9600円)に分けられる。 一括払い管理費は入居から20年(240ヶ月)で償却となり、途中で退去する場合は入居期間に応じて月割りで返還する。</p> <p>【例】5年(60ヶ月)で退去する場合の返還額 209万－(209万×60/240)＝1,567,500円</p>
② 生活費	<p>食費に相当する費用で、国で決められている。 平成17年4月現在は月額44,810円。 ただし、冬季(11月～3月)は2,080円加算される。 この費用は随時改定される。</p>
③ 事務費	<p>施設を運営する為の人員費、施設管理料などに相当するもので、入居者が全て負担するのではなく、入居者の前年度の年収(対象収入)に応じて、負担額が15段階(月額10,000円～75,400円)に分かれている。 また夫婦での入居を希望の場合対象収入が150万以下の方は二人とも事務費が軽減される。</p>

事務費の計算

対象収入の計算方法

各々の「対象収入額」

＝「前年の収入として認定したもの」－「必要経費」

「前年の収入として認定したもの」＝年金・恩給・財産収入・利子配当など

「必要経費」＝租税・社会保険料・医療費・介護保健サービスの利用者負担分など

・事務費負担額の表

対象収入	事務費負担額
150万円以下	10,000 円
～160万円	13,000 円
～170万円	16,000 円
～180万円	19,000 円
～190万円	22,000 円
～200万円	25,000 円
～210万円	30,000 円
～220万円	35,000 円
～230万円	40,000 円
～240万円	45,000 円
～250万円	50,000 円
～260万円	57,000 円
～270万円	64,000 円
～280万円	71,000 円
～280万1円以上	75,400 円

⑤ デイサービス呉ベタニアホーム

デイサービスとは介護保険で要介護者などについて、自宅から施設に送迎し、当施設において入浴および食事の提供(これらに伴う介護を含む)その他の日常生活上のケアであって厚生労働省で定めるもの並びに機能訓練を行っている。機能訓練は日常生活上の機能訓練で、デイケアの行う心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法士・作業療法士が行う専門的なりハビリとは異なる。

デイサービスは利用者の入浴や食事の提供や機能訓練のみならず、社会的孤立や家族の介護負担の軽減を図ることも目的にしている。

デイサービスを利用することによって、閉じこもりと認知症を防止し、高齢者の日常にメリハリと生きがいを与えることができる。

呉ベタニアホームでは、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・歯科衛生士・救急救命士の資格を持つ看護師など多様な専門職が利用者の残存能力を生かせるよう人格を尊重した個別ケアを目標とする。そのために居宅介護支援事業所のケアマネ

ージャーと密に連携を取り適切な支援をする。
さらに、利用者のペースと心身の状態に合わせた入浴と高齢者の健康に配慮した栄養士によると手作りのおやつを提供している。
レクレーションでは選択メニューを取り入れ、利用者の希望に添っている。また、高齢者は健康に不安を抱きがちなため、経験豊富な看護師がバイタルチェックだけではなく、メンタルケアもしている。

デイサービス呉ベタニアホームの一日

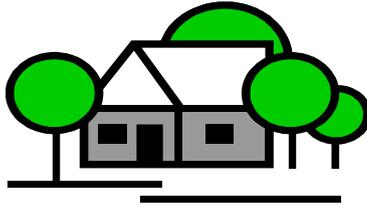


レクリエーション



身体機能の維持のための体操や昔を懐かしみながらの音楽療法など、選択メニューのレクリエーションを楽しむ。

自宅着



送迎車にて自宅まで送迎。
職員全員で見送る。

⑥ 在宅介護支援センター呉ベタニアホーム

地域に密着した高齢者の支援活動を行っている。介護の必要な方やそのご家族、ひとり暮らしで不安のある高齢者の方から来所・電話・訪問などでご相談を受け、必要に応じてサービスの利用手続き等を行っている。介護保険対象外の高齢者には、生活の質を保持していただくよう、また家族には身体的精神的負担を軽減できるよう生活支援サービス及び情報提供を行うことを目的とする。そのためには、地域の中にあつて保健医療・福祉関係機関との連携をし、介護予防に努める。さらに台風などの災害時には在宅介護支援センターの職員が独居の高齢者を事前に非難させたり、地域の高齢者にとってなくてはならない存在となっている。さらに、平成17年4月より地区社会福祉協議会とボランティアが協力し、呉ベタニアホームが施設を提供することによって介護予防を目的とした「いきいきサロン」を開催し、近隣の地域住民にとって身近な存在となっている。

⑦ 居宅介護支援事業所呉ベタニアホーム

介護支援専門員(ケアマネージャー)による居宅介護支援事業を実施し、利用者が置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、可能な限り在宅利用で適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行う。

また、介護保険で在宅サービスを利用する場合には居宅サービス計画が必要となり、

介護支援専門員とご利用者、ご家族で相談して居宅サービス計画を作成する。(負担金はない。)

事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類あるいは特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。市町村や他事業所との連携にも努める。

介護保険で受けられる在宅サービス

- ・ **訪問介護** …ホームヘルパーが家庭を訪問
- ・ **訪問入浴介護** …入浴車で家庭を訪問
- ・ **訪問看護** …看護婦や保健婦などが家庭を訪問
- ・ **訪問リハビリテーション**…家庭を訪問してのリハビリ
- ・ **居宅療養管理指導** …医師や歯科医師、薬剤師などによる指導、助言
- ・ **通所介護** …デイサービスセンターなどへ通所しての食事、入浴、機能訓練など
- ・ **通所リハビリテーション**…老人保健施設などへ通所してのリハビリ
- ・ **短期入所生活介護** …特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所
- ・ **短期入所療養介護** …老人保健施設などに短期間入所
- ・ **福祉用具の貸与** …車椅子やベットなどの福祉用具の貸出
- ・ **福祉用具の購入費の支給**…排泄や入浴に使われる用具の購入費の支給
- ・ **住宅改修費の支給** …家庭の手すりの取り付けや段差の解消などの改修費用を支給
- ・ **痴呆対応型共同生活介護**…痴呆性高齢者のグループホーム
- ・ **特定施設入所者生活介護**…有料老人ホームなどでの介護
- ・ **介護サービス計画の作成**

在宅サービスを利用するまでの流れ

申し込み ↓	要介護認定を受けようと思う被保険者は、要介護認定機関(市町村など)へ申請書を提出。
認定調査 ↓	調査員が被保険者の自宅に伺い、ご利用者のADL(日常生活動作)などについて調査。
主治医の所見 ↓	主治医による医学的な診断書が必要。(意見書)
要介護認定 ↓	訪問結果を元に、市町村の保健・福祉の学識経験者による判定。
事前訪問 ↓	介護支援専門員(ケアマネージャー)が訪問し、アセスメント(課題分析)を行う。
ケアプラン作成 ↓	介護支援専門員とご利用者、ご家族で相談して介護サービスの利用計画を作成する。
サービス開始	



ケアハウス呉ベタニアホーム建物写真

3. 事業の名称

株式会社 クライスト

4. ビジョン

社会福祉法人における社会福祉施設で働く中で、高齢者が人生の夕暮れ時にさまざまな不安と問題を抱えて苦しんでいる場面に多々出会った。

独居の高齢者や高齢者世帯は情報から疎外されやすく、介護が必要になっても介護保険の利用の仕方も知らず、一人で介護を抱え込み最悪の状況をまねいて新聞沙汰になっているケースは稀ではない。また、認知症の高齢者が悪質な詐欺に出会って大金を巻き上げられたり、高齢者にまつわる問題はもはや社会問題である。

このような問題に関わる度に、何とかこの現状を解決する方法はないかと模索してきた。

そして高齢者に関連する諸問題に介護保険制度の枠を超えて行き届くサービスを提供する事業を立ち上げれば、問題を最小限度に食い止められるのではと考えたのである。

しかし、その事業は相談業務を中心にする事業なので、収入には結びつかず、その上問題ケースに携わるので専門性が問われる分野である。

社会福祉法人で対応するためには、公益的取り組みしかできず、法人の持ち出し事業となり、現状の社会法人では対応できない限界を実感してきた。

そのために新規事業を立ち上げ、既存の事業ではないサービスを提供して『高齢者が最後までその人らしく生きることをまるごと支援』していきたいと願っている。

新規事業は相談業務を主とするので、利用料は期待できない。そこで社会的ニーズの高い介護保険外のヘルパー派遣とこれからますます注目される介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)の資格教育講座を開いて収入を確保すれば、全てのニーズは満たされる。

高齢者がその人らしく生活をおくれるために、その人のニーズに細かく個別にそってケアを提供するヘルパー派遣事業と、これからの認知症の問題や成年後見制度などを必要とする高齢者のために専門的な資格を持った職員を育成する資格教育講座は、呉ベタニアホームで培われたノウハウと専門性をもってこそ、展開できる新規事業である。

現在、呉ベタニアホームには、認知症専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、看護師、歯科衛生士、栄養士など多様な専門職が配置されている。

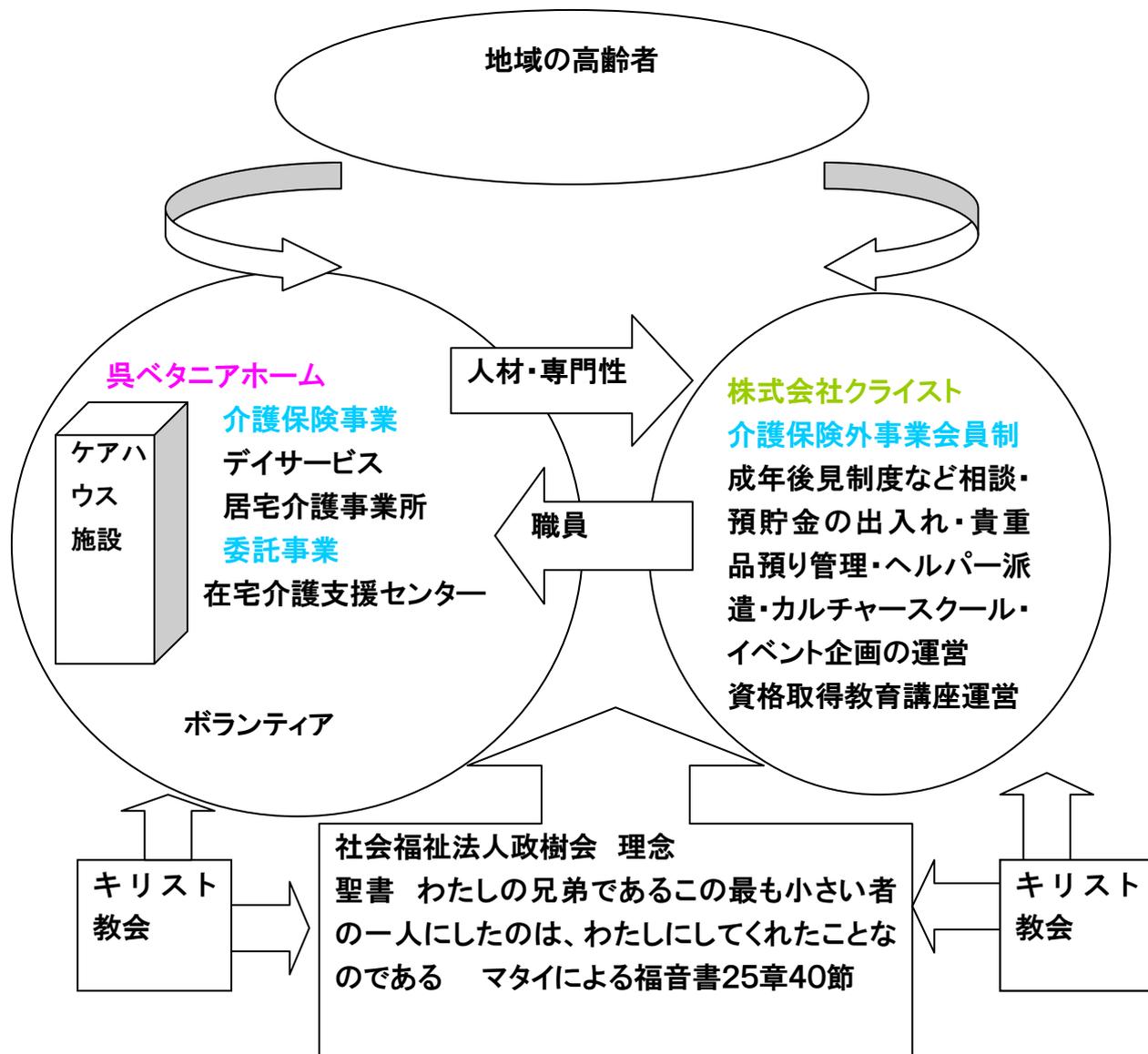
さらに、姉妹法人として、私も役員に参画している「特別養護老人ホームかるが」には精神科の医師1名、内科の医師3名、理学療法士、保健士も配置され、人的資源が豊富である。

新規事業を規制の少ない株式会社で経営し、理念とノウハウはバックグラウンドの社会福祉法人のコアコンピタンスで展開する。

そして、誰かのために喜ばれる仕事をしたいと福祉を志した者が自分の最大の能力を発揮でき専門性を深めることのできる文化・風土を持った職場を創りあげたい。

当法人の理念にかなった人材を育成し、育った人材は新しい事業に進出し最高の自己実現をできる組織体。

ご利用者も職員も関わったものが全て出会えて良かったと思えるようなそんな事業を展開したい。



資料(2)

－厚生労働省、「2001年社会福祉施設等調査」－

2003/03/14(Fri.)

厚生労働省は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握した「2001年社会福祉施設等調査」の概況を公表した。

調査結果の、全国の社会福祉施設等の状況をみると、2001年10月1日現在における全国の社会福祉施設等の総数は79,140施設で、前年に比べ3,265施設(4.3%)増加している。

前年に比べ増加した施設は、「老人福祉施設」2,394施設(8.4%)、「知的障害者援護施設」362施設(12.1%)、「精神障害者社会復帰施設」336施設(64.5%)等となっている。

定員は2,876,317人で、前年に比べ50,288人(1.8%)増加している。前年に比べ増加した施設は、「老人福祉施設」23,643人(4.9%)、「保育所」13,426人(0.7%)、「知的障害者援護施設」6,983人(4.5%)等で、減少した施設は、「児童福祉施設」437人(0.5%)等となっている。

在所者数は2,754,691人で、前年に比べ75,977人(2.8%)増加。前年に比べ増加した施設は、「保育所」45,832人(2.4%)、「老人福祉施設」18,696人(4.5%)、「知的障害者援護施設」6,427人(4.3%)等となっている。

従事者数は1,068,281人で、従事者の多い施設は、「保育所」428,693人、「老人福祉施設」383,271人等となっている。

主な施設における専任の直接処遇職員(入所者に直接関わる介護職員(寮母)、生活指導員、保育士等の職員)について、従事者の多い職種を年齢階級別に構成割合をみると、養護老人ホーム(一般)の「介護職員(寮母)」は、「50～59歳」で34.2%。身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「29歳以下」で48.4%。保育所の「保育士」は、「29歳以下」で42.9%。児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「29歳以下」で54.3%、47.0%。知的障害者更生施設(入所)の「生活指導員」は、「29歳以下」で38.8%となっている。

主な施設における専任の直接処遇職員について、従事者の多い職種を勤続年数別に構成割合をみると、養護老人ホーム(一般)の「介護職員(寮母)」は、「5

～10年」で22.5%。身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「1～3年」で24.7%。保育所の「保育士」は、「20年以上」で22.6%。児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「1～3年」で21.8%、21.3%。知的障害者更生施設(入所)の「生活指導員」は、「5～10年」で21.1%となっている。

主な施設における専任の直接処遇職員について、従事者の多い職種を職歴(当該施設に勤務する直前)別に構成割合をみると、養護老人ホーム(一般)の「介護職員(寮母)」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が35.8%。身体障害者療護施設の「介護職員(寮母)」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が42.8%。保育所の「保育士」は、「就労経験なし(学生等)」が55.7%。児童養護施設の「保育士」、「児童指導員」は、「就労経験なし(学生等)」が58.8%、53.1%。知的障害者更生施設(入所)の「生活指導員」は、「就労経験あり」の中で「民間企業」が28.7%となっている。

5. 社会的背景

(1) 高齢化の現状

平成16年10月1日現在で65歳以上の高齢者人口は2488万人となっている。平成15年から16年の1年間で約50万人増えていることを考えると、現時点では実数で2500万人を超えていると考えられる。同年の総人口に占める割合(高齢化率)は19.5%だが、総務省の直近の概数値で見ると、19.9%まで上昇している状況である。来年は、高齢者人口が2500万人を超え、高齢化率が20%を超えるという、非常に大きな節目の年となると見込まれる。(図表1)

もう一つ特徴的なのは、100歳以上の高齢者が2万3000人を超えて過去最高だということだ。前年の2万人から非常に増えている。90歳以上の高齢者もはじめて100万人を超え、大きく報じられた。

厚生労働省が5年に1度出している「人口推計」に基づき、高齢化率の今後の推移

をみると、2050年には高齢化率は35.7%まで上昇すると見込まれている。その後は、少々上昇するものの、高い高齢化率で安定すると見込まれている。(図表2)

都道府県別の高齢化率の推移をみると、高齢化の問題は都市部も含めた全国的な問題になってくることが分かる。現在では、高齢化が最も高い島根県は26.7%、最も低い埼玉県は15.5%と、その差が開いているが、その埼玉県にしても、2025年には27.8%と非常に高い水準になると予測されている。

ところで、いよいよ日本人口の減少が目前に迫っている。男性については、すでに減少している。それにつれて今後、労働力人口はさらに減少すると見込まれている。このような状況において、当面は特に60歳前半層の雇用の確保が極めて重要になっている。

社会保障給付費は、平成14年で83兆5666億円である。国民所得に占める割合は、昭和45年に5.8%であったものが、平成14年では23%に上昇している。(図表3)

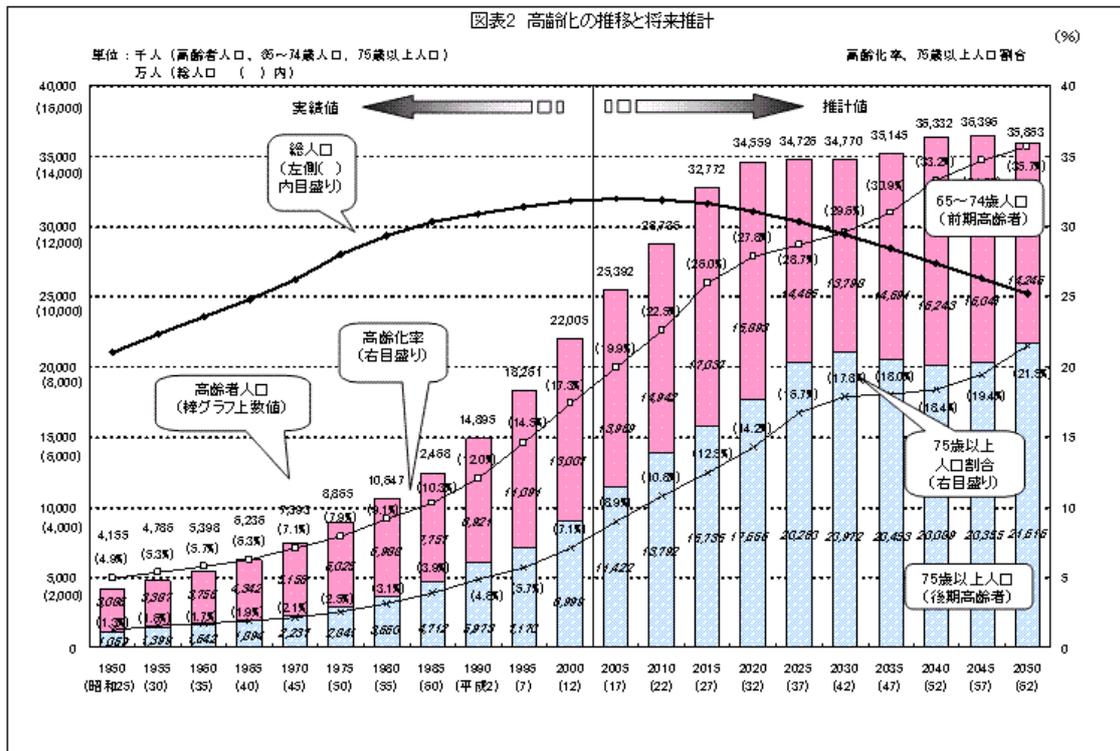
世界の中でみると、2050年まで、日本とイタリアが最高水準の高齢化率を競うとの見通しだ。(図表4)

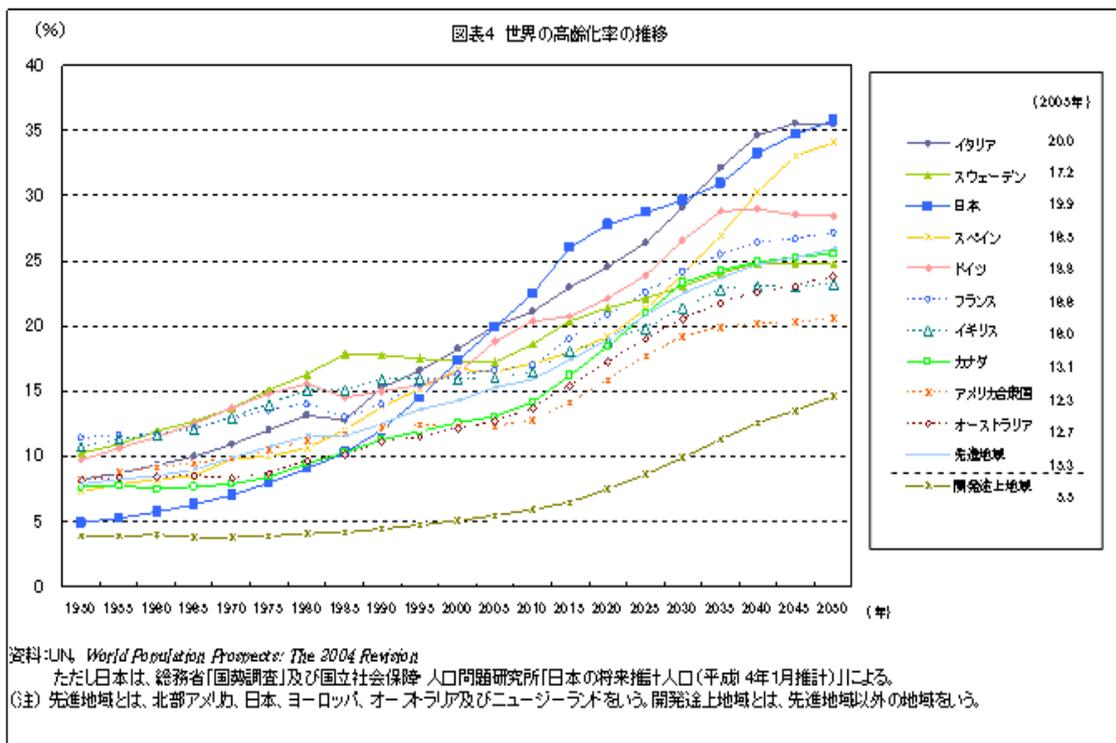
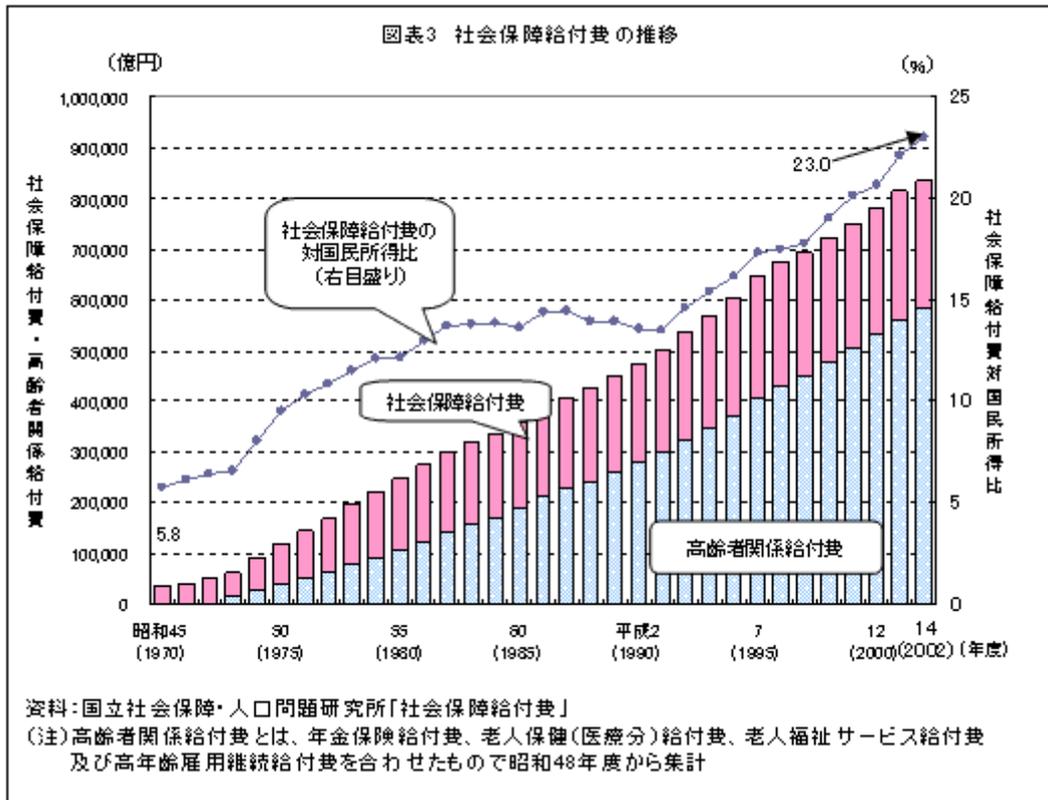
図表1 高齢化の現状

単位: 万人(人口)、%(増加率、構成比)

	平成16年10月1日			平成15年10月1日			増加数 (総数)	増加率 (総数)
	総数	男	女	総数	男	女		
人口 (万人)	総人口	12,769	6,230 (性比)95.3	6,539	12,762	6,230 (性比)95.4	7	0.1
	高齢者人口(65歳以上)	2,488	1,051 (性比)73.1	1,437	2,431	1,026 (性比)73.0	57	2.3
	前期高齢者(65~74歳)	1,381	644 (性比)87.4	737	1,376	641 (性比)87.2	5	0.4
	後期高齢者(75歳以上)	1,107	407 (性比)68.1	700	1,055	385 (性比)67.5)	52	4.9
	生産年齢人口(15~64歳)	8,508	4,270 (性比)100.8	4,238	8,540	4,287 (性比)100.8	△32	△0.4
	年少人口(0~14歳)	1,773	909 (性比)105.1	865	1,791	918 (性比)105.1	△18	△1.0
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-
	高齢者人口(高齢化率)	19.5	16.9	22.0	19.0	16.5	21.5	-
	前期高齢者	10.8	10.3	11.3	10.8	10.3	11.3	-
	後期高齢者	8.7	6.5	10.7	8.3	6.2	10.3	-
	生産年齢人口	66.6	68.5	64.8	66.9	68.8	65.1	-
	年少人口	13.9	14.6	13.2	14.0	14.7	13.4	-

資料: 総務省統計局「推計人口」(各年10月1日現在)
 (注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口の割合





(2)高齢者の状況

65歳以上の者がいる世帯数は、全世帯の37.7%を占めている。その内訳は、単独世帯が19.7%、夫婦のみが28.1%である。

一人暮らしの高齢者の割合は、近年、非常に増加しており、平成12年では、男性が8%、女性で17.9%となっている。今後は、特に男性の一人暮らし高齢者の割合が大きく伸びると見込まれている。(図表6)

経済状況について、まず意識面として「やや苦しい」、あるいは「苦しい」と訴える割合は、全世帯に比べ高齢者世帯のほうが相対的に低くなっている。(図表7)

所得についてみると、高齢者世帯の世帯人員1人当たりの所得は196万1000円で、全世帯の平均が204万7000円と比べると、大きな差はない状況である。(図表8)

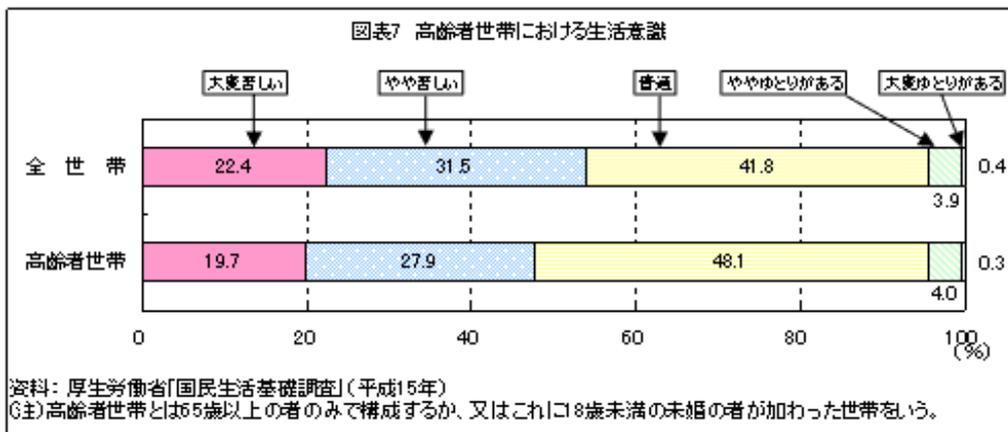
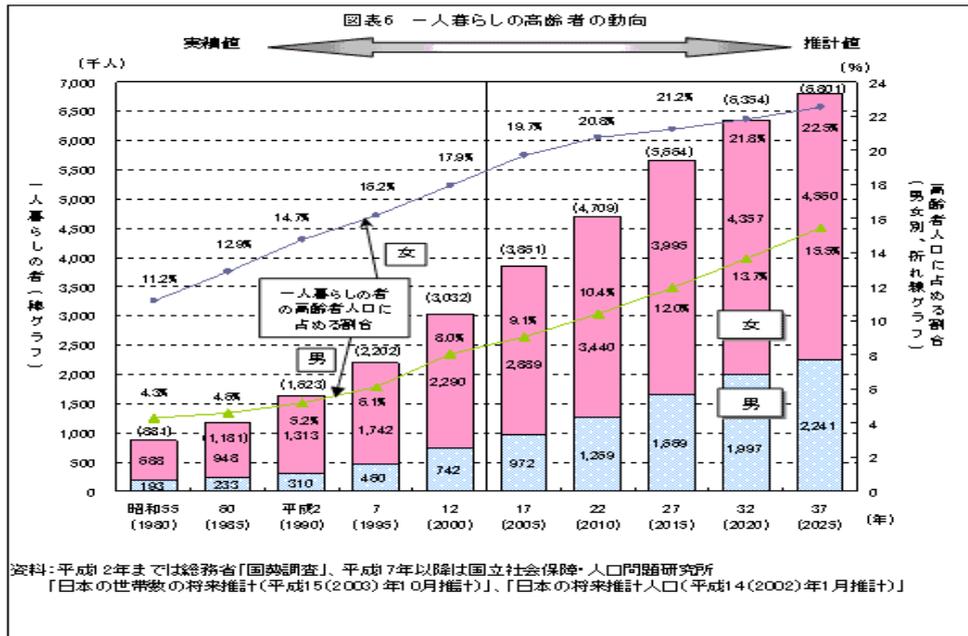
その中でも、男女別にみると、男女間の所得の差は大きく、また、前期高齢者と後期高齢者を比べると、後期高齢者の方は所得が低くなっている。(図表9)

全世帯平均の貯蓄額は1690万円である。これに対し、65歳以上高齢者の平均貯蓄額は2423万円であり、高齢世帯のほうが貯蓄は多い(図表10)。資料には載せていないが、不動産の保有状況、あるいは負債の状況をもても、不動産の所有は高齢世帯のほうが多く、また抱える負債は高齢世帯のほうが少ないという状況だ。

このように、経済的に恵まれていないという高齢者像は、必ずしも該当しないということが数字から見て取れると思う。

高齢者の就業について、国際的に見れば日本の高齢者の就業率は高い状況にある。例えば65～69歳で就業をしていない高齢者は48.4%、約半分だが、その中の約4割の高齢者が、就業を希望している。(図表11)健康面について、何らかの自覚症状を訴える高齢者はおよそ2人に1人、有訴者率は50%。しかし、具体的に日常生活に何らかの影響のある高齢者となると、およそ4人に1人という水準になる。(図表12)

社会参加活動の状況を見ると、54.8%の高齢者が何らかのグループ活動に参加している。具体的に参加している活動分野を見ると、健康・スポーツ(25.3%)、趣味(24.8%)、地域行事(19.6%)、生活環境改善(9.4%)などの順になっている。生産・就業の分野における活動は6.0%と、比較的低調な状況が見て取れる。(図表 13)



図表8 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額(平成14年)		
	一世帯当たり	世帯人員一人当たり(平均世帯人員)	
高齢者世帯	総所得	304.6万円	196.5万円(1.55人)
	稼働所得	60.6万円 (19.9%)	
	公的年金・恩給	204.1万円 (67.0%)	
	財産所得	22.5万円 (7.4%)	
	年金以外の社会保障給付金	4.1万円 (1.3%)	
	仕送りその他の所得	13.3万円 (4.4%)	
全世帯	総所得	589.3万円	213.5万円(2.76人)

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成15年)

(注1)高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

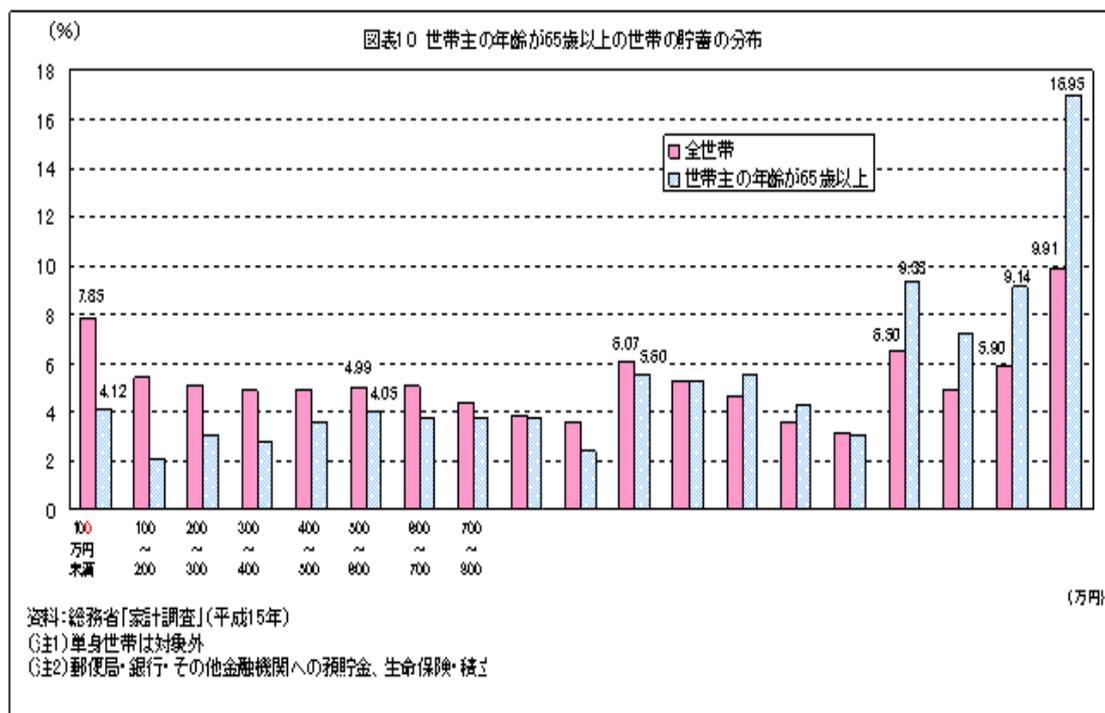
(注2)財産所得とは以下のものをいう。

ア 家賃・地代の所得

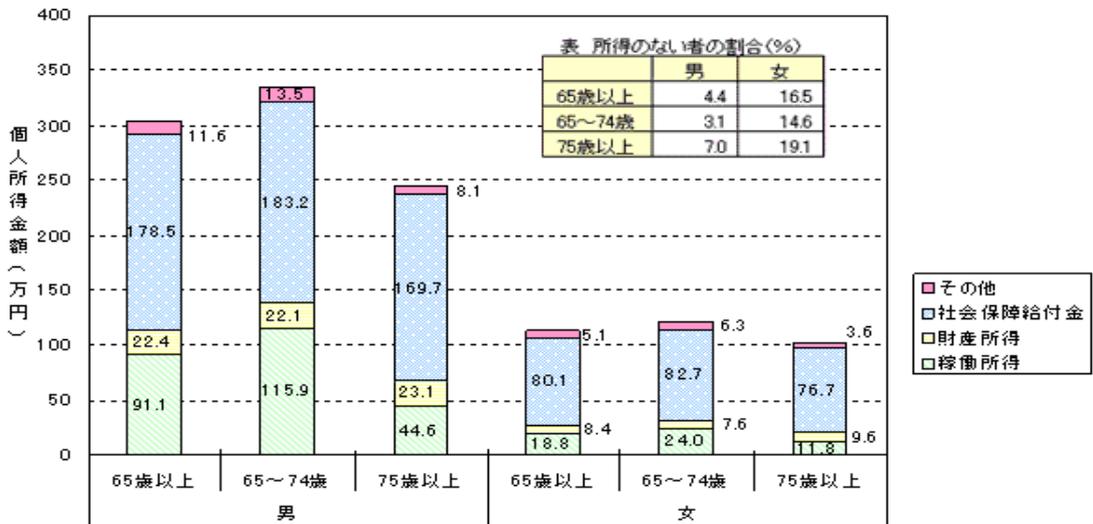
世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額

イ 利子・配当金

世帯員の所有する預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額(源泉分離課税分を含む)



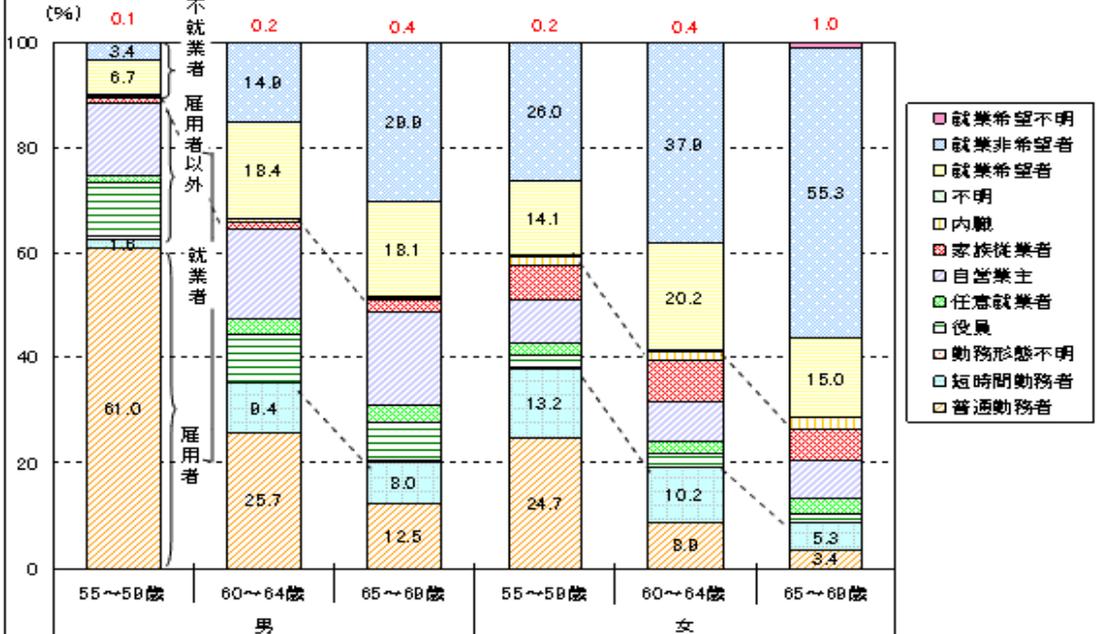
図表9 高齢者の所得水準(平成12(2000)年、所得の種類別)



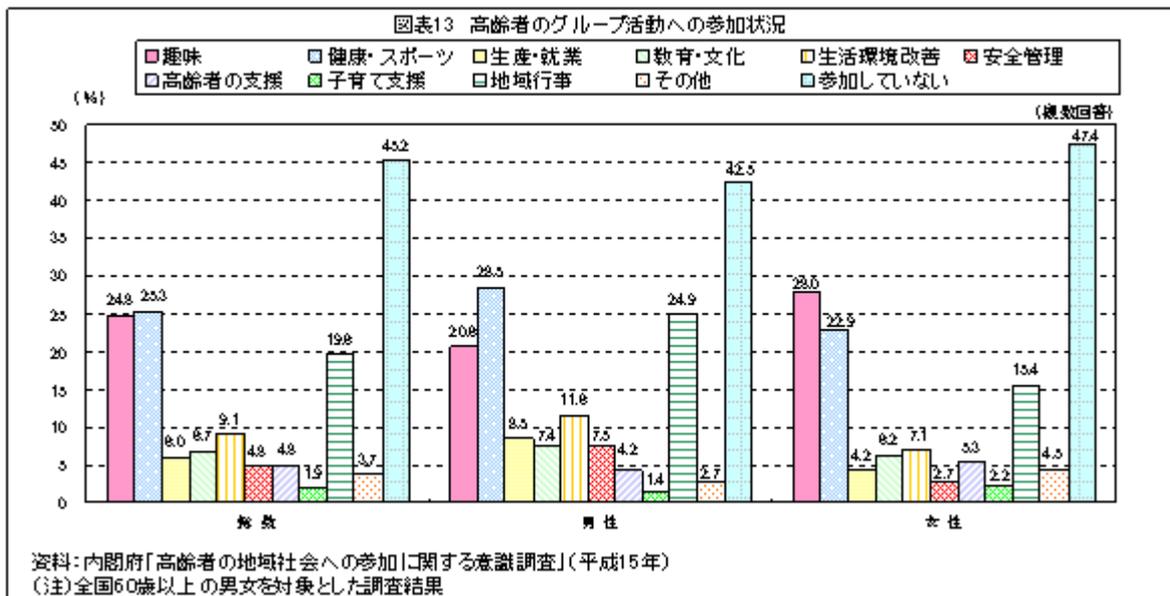
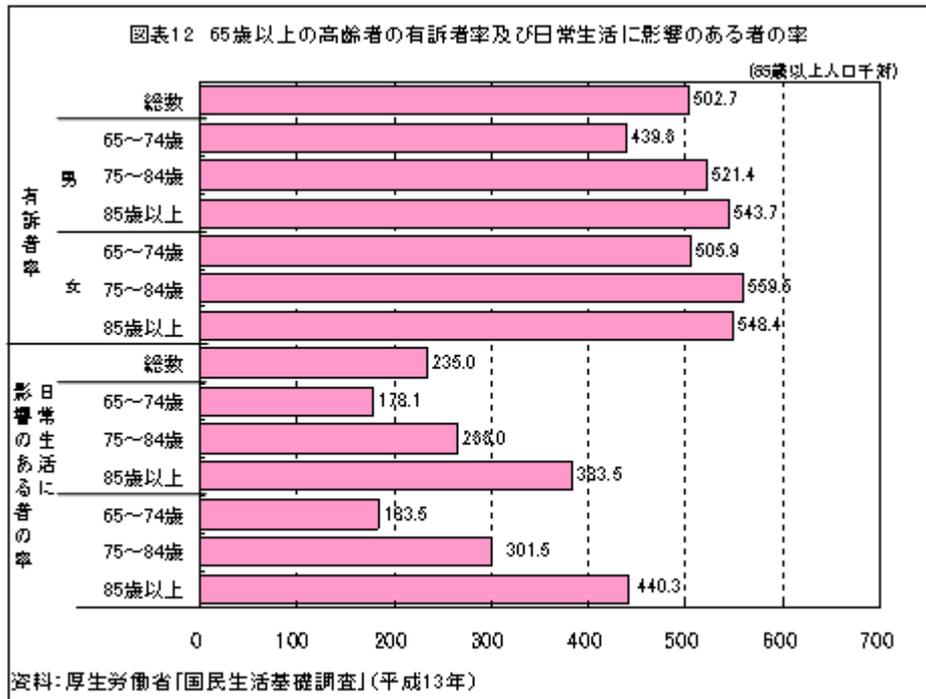
資料:平成14年度厚生労働科学研究(政策科学推進研究)「医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果

(注)所得のない者を含んだ平均値。稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計、いわゆる就労による所得。財産所得は家賃・地代の所得、利子・配当金の合計、社会保障給付金は公的年金・恩給、その他の社会保障給付金の合計、その他は上記以外の所得の合計。

図表11 高齢者の就業・不就業状況



資料:厚生労働省「高齢者就業実態調査」(平成12年)より作成



(3)介護保険の現状

- 介護が必要な状態にならないための予防事業などの取組は多くの市町村で行われているが、この3年間の要介護認定者数は、高齢者数の伸びを上回る勢いで増加している。その中でも、要支援・要介護1という軽度の者の増加が著しい。また、都道府県別に要介護認定者の出現率(高齢者に占める割合)を見ると、重度の者(要介護4・5)については概ね3～4%程度であるのに対し、軽度の者(要支援、要介護1)については概ね4～10%と大きなばらつきが見られる。(図表5、図表6、図表7)
- 軽度の者の増加については、介護保険では、だれもが介護を受けられるようになり、早い段階からの介護サービスの利用が可能となったことが要因のひとつと考えられる。ただ、軽度の者の出現率が重度の者に比べて都道府県間のばらつきが大きいことは、単に制度の普及が進んだためだけとは言い切れず、その要因についてさらに詳細な検証が必要である。
- また、介護保険制度では、定期的に要介護認定の更新が行われるため、被保険者の要介護状態の変化を時系列的に把握することができる。このデータを分析すると、要介護2以上の中・重度に比べて、要支援・要介護1の者は要介護度が「改善」した割合が少ない状況にある。特に要支援は、介護保険制度上、「介護が必要となるおそれのある状態」と位置付けられ、保険給付の対象とすることにより、介護が必要となる状態になることを予防することを目指しているが、所期の効果が得られていない状況にある。(図表8)

こうした現状を踏まえると、健康でいきいきとした高齢期を送るため、自助努力や共助の仕組みも含めて介護予防が十分に行われているかといった問題や、要介護状態になった場合のリハビリテーションのあり方などについて、今一度検討を加える必要がある。

(図表5 被保険者数の推移)

	2000年 4月末	2001年 4月末	2002年 4月末	2003年 3月末
被保険者数	2, 165万人	2, 247万人	2, 322万人	2, 393万人
増加率	—	3. 8%	7. 2%	10. 5%

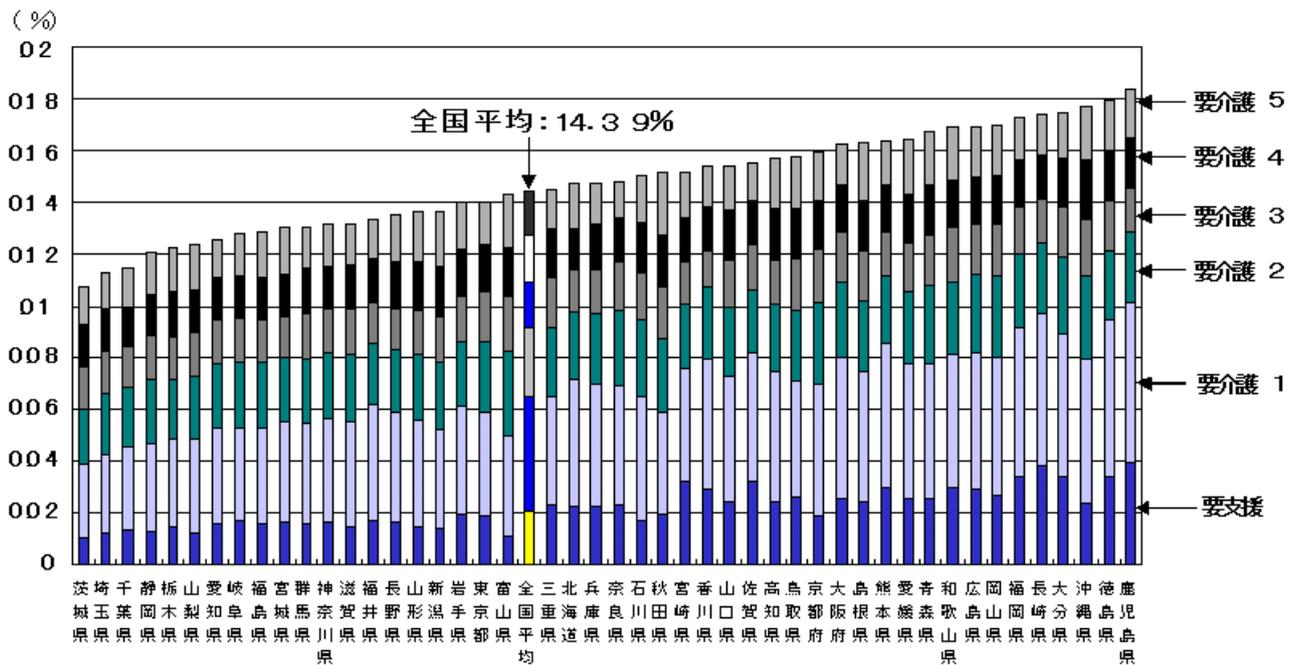
(出典:介護保険事業状況報告)

(図表6 要介護認定者数の推移)

	2000年4月末	2001年4月末	2002年4月末	2003年3月末
要支援	29.1万人	32.0万人	39.8万人	49.9万人
増加率	—	9.9%	36.9%	71.4%
要支援1	55.1万人	70.9万人	89.1万人	105.6万人
増加率	—	28.7%	61.6%	91.6%
要支援2	39.4万人	49.0万人	57.1万人	63.6万人
増加率	—	24.4%	45.0%	61.4%
要支援3	31.7万人	35.8万人	39.4万人	42.6万人
増加率	—	13.0%	24.4%	34.4%
要支援4	33.9万人	36.5万人	39.4万人	41.9万人
増加率	—	7.8%	16.2%	23.7%
要支援5	29.0万人	34.1万人	38.1万人	40.9万人
増加率	—	17.3%	31.3%	40.8%
認定者数合計	218.2万人	258.2万人	302.9万人	344.4万人
増加率	—	18.4%	38.8%	57.8%

(出典:介護保険事業状況報告)

(第1号被保険者に対する要介護度別出現率(全体))



図表8 認定状況の変化)

認定状況の変化 (H12.10 認定者: 7,878人)

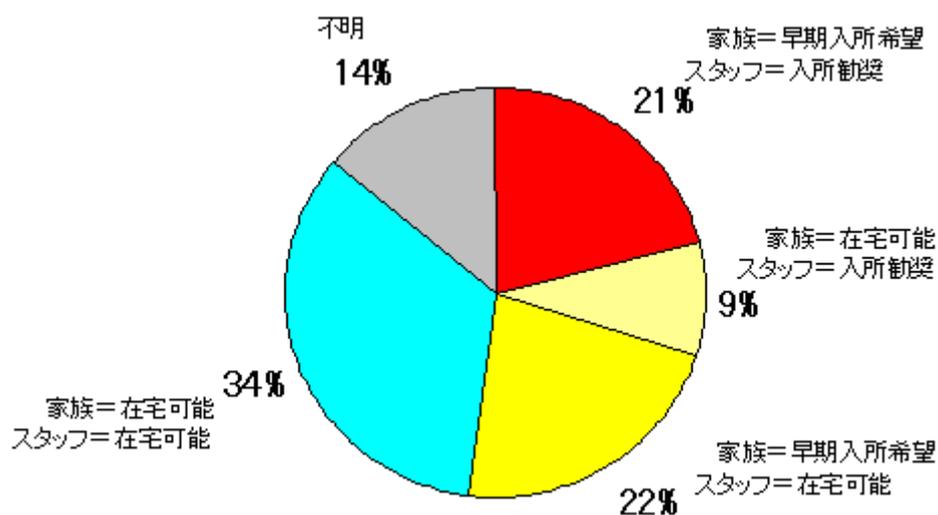
2002.10 2000.10	認定あり						認定なし	
	要支援 (439)	要介護1 (1,316)	要介護2 (1,010)	要介護3 (855)	要介護4 (957)	要介護5 (1,151)	小計 (2,150)	死亡 (再掲) (1,830)
要支援 (961)	32.4%	34.8%	8.4%	2.9%	1.7%	1.1%	18.7%	8.8%
要介護1 (1,967)	5.9%	39.8%	18.5%	8.4%	5.5%	2.4%	19.5%	14.8%
要介護2 (1,366)	0.5%	11.6%	31.8%	17.9%	10.2%	4.1%	23.9%	20.4%
要介護3 (1,157)	0.3%	2.6%	9.8%	27.8%	22.9%	10.3%	26.4%	23.9%
要介護4 (1,219)	0.1%	0.7%	1.4%	7.1%	29.9%	25.6%	35.3%	32.7%
要介護5 (1,208)	0.0%	0.1%	0.2%	0.8%	5.2%	50.2%	43.5%	41.4%
合計	5.6%	16.7%	12.8%	10.9%	12.1%	14.6%	27.3%	23.2%

注1. ()内はN数 注2. 構成割合は、2000年10月時点の要介護度別認定者に対するもの。

(在宅生活を支えられない)

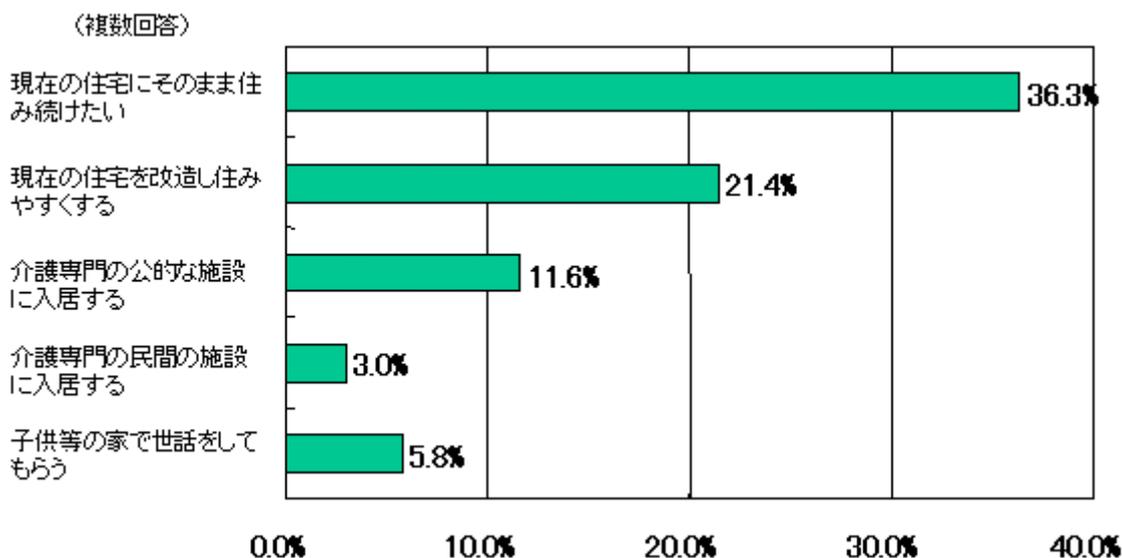
- 介護保険は在宅重視をひとつの目的に掲げており、実際のサービス利用についても先に述べたように在宅サービスの伸びが著しい。しかしながら、一方で、特別養護老人ホームの入所申込者が急増しているとの指摘がある。
- 介護保険制度では、行政による入所の必要性の判断を経ることなく、自由に申し込みができるようになったため、すぐには入所の必要がない高齢者もいわば予約的に入所申し込みを行っている実態がある。例えば、利用希望者の実態に関する健康保険組合連合会の調査では、入所申込者のうち施設スタッフから見て入所が必要と判断できるケースは3割に過ぎず、約6割は在宅生活の継続が可能(うち2割は家族が入所を希望している)なケースであるとされている。(図表9)
- 他方、高齢者自身は、多くが在宅での生活の継続を希望している。虚弱化したときの住まいの形態に関して内閣府が行った調査では、高齢者の6割は介護が必要になっても現在の自宅での生活を継続することを望んでおり、施設入所を希望するものは2割に満たない。(図表10)
- また、介護サービスの利用実態を見ると、軽度の者は在宅サービスの利用が多い一方、重度の者は施設サービス利用が半数を超える状況にある。
高齢者本人が在宅での生活の継続を希望している現状とあわせ見ると、要介護状態が重くなってもできるだけ在宅生活を続けていくことが望ましいが、重度の者で在宅での生活を送ることができているのは、半分以下の状況にあり、現在の在宅サービスは、すべての要介護者の在宅生活を支えるまでには至っていない。(図表11)
- 高齢者が最期を迎える場所を見ても、かつての自宅での死亡に代わり、近年は医療機関での死亡が増加し、8割近くとなっている。一方、内閣府の調査によると、「万一、治る見込みがない病気になった場合、最期は何処で迎えたいか」という質問に対して、「自宅」の割合が約半数を占めている。(図表12)
- 以上のような介護サービスの利用の実態、高齢者が最期を迎える場所の状況を見ると、在宅生活を希望する高齢者が在宅生活を続けられない状況にあることが分かる。
- また、高齢者が住み慣れた環境の中で、最期まで尊厳を保持してその人らしく生活を営むことを可能としていくためには、在宅の介護サービスと在宅の医療サービスを適切に組み合わせて、施設と同様に安心感の継続できる環境を整備していくことが重要である。

(図表9 特別養護老人ホーム申込者(在宅)の入所緊急性)



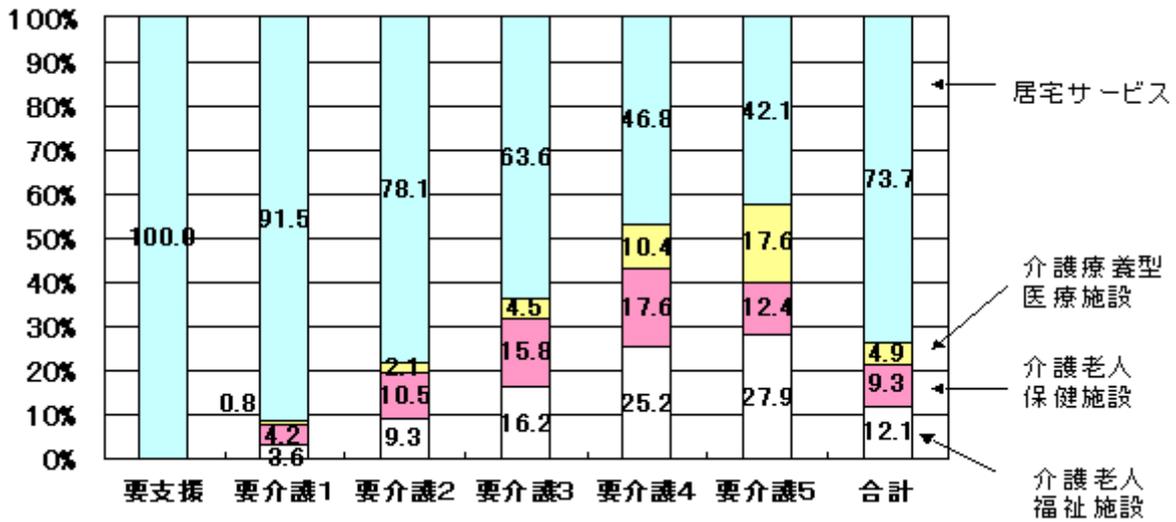
(出典: 健保連調査 n=401人)

(図表10 虚弱化したときに望む居住形態)



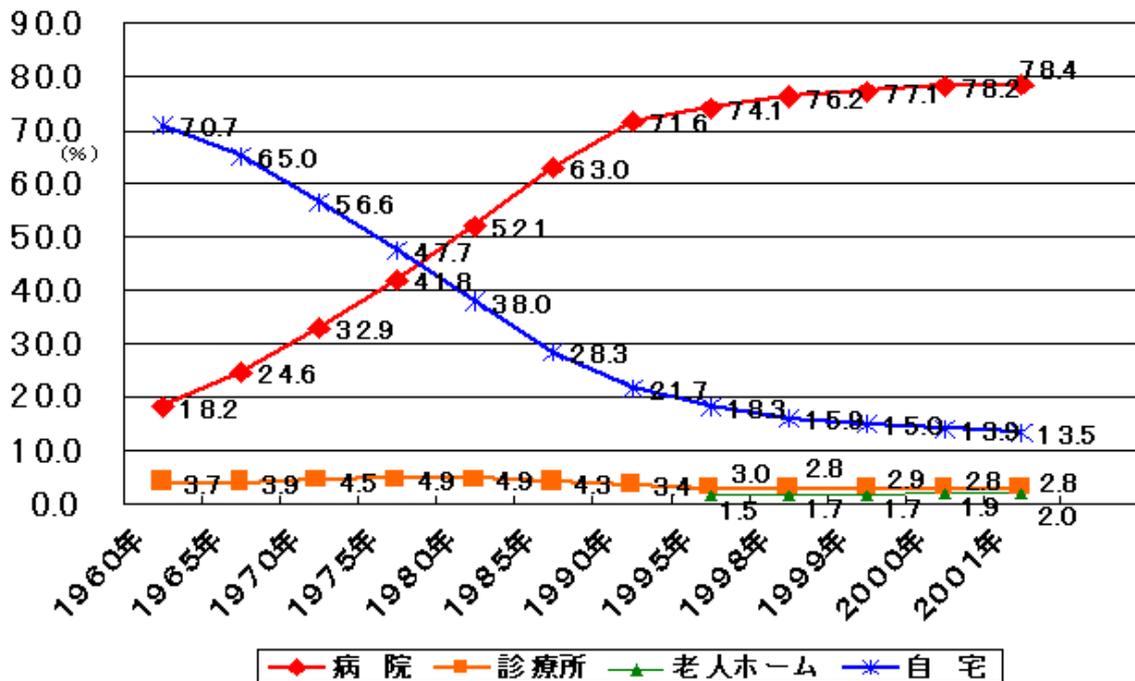
(出典: 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成13年))

図表11 要介護度別のサービスの利用状況)



(出典:介護給付費実態調査月報(平成15年4月審査分))

(図表12 死亡場所の内訳・推移)



(出典:平成13年 人口動態統計)

※ 1990年までは老人ホームでの死亡は自宅またはその他に含まれている。

(求められている痴呆性高齢者ケア)

○ 介護保険制度では、高齢者の心身の状態に関する詳細なデータをもとに要介

介護認定が行われるため、要介護高齢者の心身の状態について様々な分析を行うことができるが、痴呆の影響について分析を行ったところ、要介護高齢者のほぼ半数は痴呆の影響が認められる(痴呆性老人自立度がⅡ以上)ことが分かった。また、介護保険制度の実施状況を見ると、痴呆性高齢者グループホームの事業所数は、この3年間で10倍以上と急増している。(図表 13)

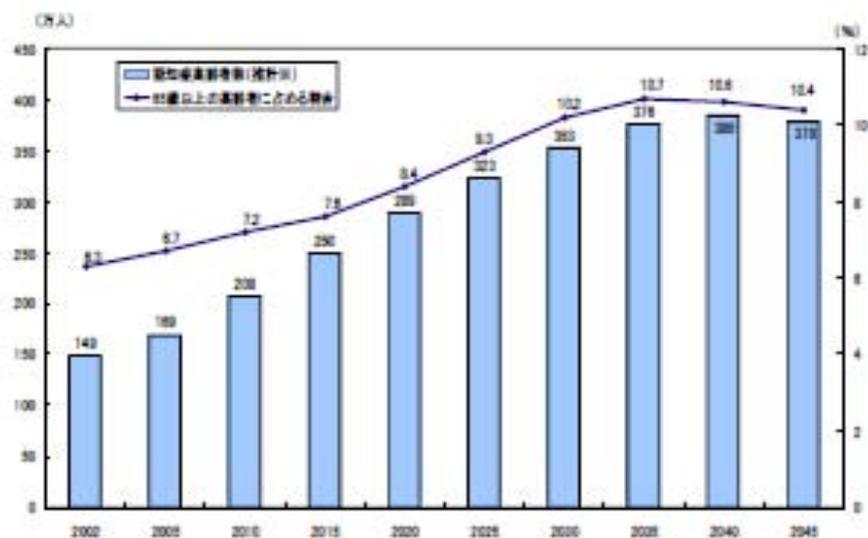
- 痴呆性高齢者グループホームの利用の伸びは、痴呆性高齢者ケアに対する切実なニーズの現れということができる。痴呆性高齢者ケアは、未だ発展途上にあり、ケアの標準化、方法論の確立はさらに時間が必要な状況にあるが、尊厳の保持を図るという視点から見ても、痴呆性高齢者に対してどのようなケアを行っていくべきかが、高齢者介護の中心的な課題であると言える。

(介護サービスの現状)

- 介護保険制度導入以後、介護サービス事業者数は大きく増加した。しかし、利用者がそれを選ぶために必要となる情報は十分に提供されていない。例えば、事業者が提供するサービスの良し悪しを判断する材料ともなる第三者評価については、一部の自治体等で行われているが、その手法は様々であり、すべてのサービスをカバーするに至っていない。
- また、前述のように要介護高齢者のうち痴呆の影響が認められる者(痴呆性老人自立度がⅡ以上)がほぼ半数に及ぶにも関わらず、意思を十分に表明できない高齢者等を支援するため、介護保険制度導入と同時期に開始された成年後見制度については、利用しにくいとの意見がある。
- 介護サービスの内容については、国民健康保険団体連合会へ寄せられる苦情件数を見ても、サービスの質や具体的な被害・損害に関するものが4割程度に上っており、質の向上が大きな課題である。サービスの質を高め、安心できる内容とするためにも、それを支える従事者の資質の向上、人材育成が大きな課題である。
- サービス事業者については、不正請求などによる事業者の指定取消件数も増加している。
介護保険制度は事業者間の競争によりサービスの質を高めるため、在宅サービスについては、基本的には法人形態を問わず参入可能とされているが、サービス選択のための情報が利用者に十分提供されていないこと、そもそもサービスの量が選択できるほど豊富にないことなどから、劣悪なサービスの提供を淘汰するには至っていない。また、不正を行う事業者について都道府県は指定取消権限があるといっても、市場から迅速に排除するための効果的手段は不十分である

- 以上に掲げる現状から見ても、介護サービスの質の確保と向上について、この際、様々な課題を整理し、その対策を講じていくことが必要と考えられる。

● 認知症高齢者数の将来推計



6. 事業の目的

- (1)独居や認知症の方々が増加しているが、そのような高齢者も在宅で不安の少ない生活を維持できるよう介護保険のサービスでは行き届かない生活の支援サービスを提供する。
- (2)高齢者に介護予防や日常に生きがいと潤いを感じてもらえるようなサービスを提供する。
- (3)個別の高齢者生活全般のニーズに柔軟迅速に対応できるサービスを提供する。
- (4)最後までその人らしく生活できるよう自立を支援する。
- (5)資格取得講座を開設することにより専門的な職員を養成する。

7. 事業の内容

- (1)福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談。

福祉サービスとは介護保険の申請から介護保険で受けられる在宅サービス・施設入所・介護保険外のサービス・病院の入院に関する相談、福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きなどで、情報から疎外されている高齢者に会員になっていたたぎ、無料で情報の提供、相談に応じる。

- (2)成年後見制度に関する相談や利用の支援

成年後見制度とは認知症や知的障害・精神障害などで判断力が不十分な人が、いろいろな手続きや契約を行うときに、不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度である。

成年後見制度には、すでに判断力が低下している人のための法定後見制度と判断力が低下する前に自分で準備しておく任意後見制度がある。

家庭裁判所から選任された補助人・保佐人・後見人は、本人の意思を尊重して、その心身の状況や生活状況に配慮しながら、主に生活・療養看護と財産管理をする。専門職の職員が会員になっていただいた高齢者の相談や利用の支援を行う。

- (3)預貯金の出し入れ、手続き・貴重品の預かり。

毎日の暮らしに欠かせない福祉サービスの利用料の支払い・病院の医療費の支払い手続き・年金や福祉手当の受領に必要な手続き・税金や社会保険料、電気、ガス、水道などの公共料金の支払い手続き・日用品の購入の代金・預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続きを支援する。さらに大切な通帳や証書や印などを安全な場所で預かる。以上のサービスは事前に会員である高齢者自身とあるいはその家族と契約を結び、あくまでも自己判断のできる会員の方のサポートをすることとする。さらに、その現状を定期的に提携している弁護士・司法書士・税理士・社会福祉士が、チェックをいれるシステムとする。

(4)介護保険適用外のヘルパー派遣

季節の変わり目の衣類の入れ替えや片付け、家族や親戚間のイベントへの出席などは、介護保険制度上のサービス項目に入っていないが、その人らしく生活する上で非常に大切な意味がある。身体介護サービスとしては、冠婚葬祭などの行事や娯楽などの付き添いを始め、家族の不在時の見守りや生活の介助など。生活援助サービスとして、庭の手入れ、ペットの世話さらに入院中の洗濯、お遣いなどの生活上のサポートを要望に応じて会員の高齢者に低価格で介護のプロを派遣。

(5)高齢者のカルチャー教室・イベント企画・サロンの運営。

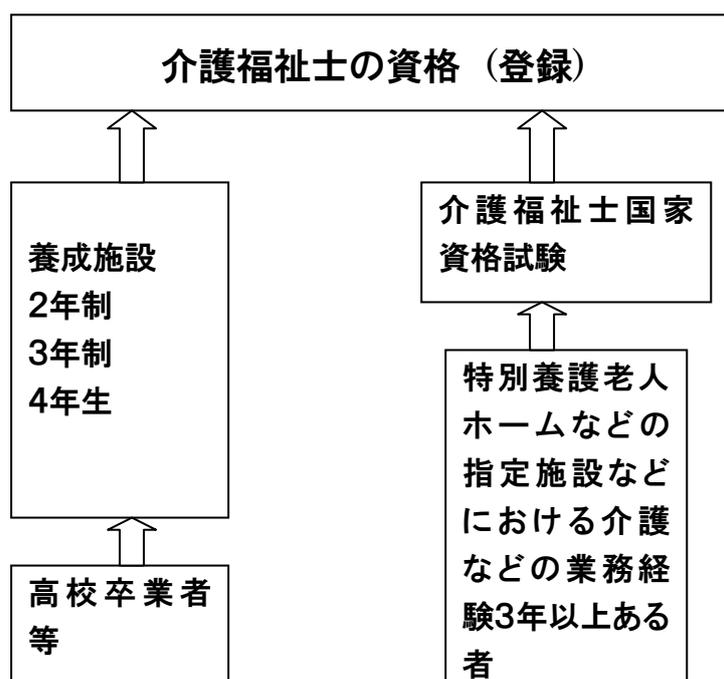
高齢者のための絵手紙・書道・コーラス・パソコン・太極拳・ヨガ他カルチャー教室を開催。また、お花見や日帰り旅行・温泉旅行など車いすの高齢者でも参加できるイベント企画、いつでも行けば顔なじみのスタッフが温かく迎えてくれる無料ティサロンの運営をする。

(6)介護福祉士・介護支援専門(ケアマネジャー)の資格取得教育講座

①介護福祉士取得講座

介護福祉士とは、福祉現場で働くスペシャリストの国家資格で、高齢者や障害者の介護を中心とした仕事を担う人である。介護福祉士の資格取得は養成施設で学ぶか、筆記及び実技試験を受ける方法がある。受験資格は、介護の実務経験3年以上または、それに準ずる者に与えられる。介護の実務経験で介護福祉士を受験する人のために筆記対策から実技対策まで、6ヶ月・少人数制で資格取得のサポートをする。

介護福祉士の資格取得方法



⑧ 介護支援専門員(ケアマネージャー)資格取得講座

介護支援専門員とは要介護者または要支援者からの相談に対しその心身の状況に応じて適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう市町村や居宅サービス事業者や及び介護保険施設などの連絡調整を行う人である。

専門員はサービスを利用する方の自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的な知識・技術を持った人である。

具体的には医師・歯科医・薬剤師・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士をはじめとする保健・医療・福祉の各種専門職で実務経験5年以上または10年以上を有する者。

介護支援専門員の資格取得は通信教育がほとんどで、少人数制で6ヶ月の通学講座は稀有である。

8. 事業の優位性・独創性

- (1) 競合相手が少なく、開拓されていない市場が大きい。
- (2) 高齢者は確実に増加するので、将来性がある。
- (3) フランチャイズで展開できる可能性がある。
- (4) 資本金が少なくても開業できる。
- (5) 経営陣の社会福祉法人で培った専門性とノウハウと人脈がある。
- (6) リタイヤした前期高齢者・主婦・ボランティア希望者を積極的に研修して採用し、利用料を低価格にする。
- (7) 会員制にして年会費 3 万円をいただくことで、資金繰りが安易になり、会員間の安心も保証する。
- (8) 会員制にすることで、サービスの利用量を見積もることができ、会員の必要なサービスのニーズに個別に臨機応変に応えることができる。
- (9) 資格取得の教育講座を開設することにより専門的な人材を確保し、質の高いサービスが提供できる。
- (10) 社会福祉法人の理念で専門性のある職員を採用育成し、インセンティブのある組織で能力のある人材は、独立開業をサポートし、規制の少ない環境で組織のミッションと意思決定を迅速にできる株式会社を組織形態として選択。

9. 市場

- (1) 利用者ニーズ
 - ① 認知症高齢者ニーズ

認知症の高齢者が増加しているが、認知症の早期発見は困難で、小火を出したり、詐欺商法に引っかかったりして問題が顕著に発覚した時、やっと地域が気付き、自治会長や民生委員などを通じて担当地区の在宅介護支援センターに相談されるケースがほとんどである。認知症の発症はなかなか見極めにくく、かなりの認知症の高齢者が潜在化していると認められる。

独居の認知症の方の金銭管理や契約に関するトラブルは社会問題としてこれからも増えつづけると予測され、成年後見などは制度化されたが、まだまだ根付いておらず利用が認知されていない現状である。

② 介護保険の制度上のニーズ

2006年介護保険が大きく変革されるが、要介護 1 の一部と要支援が新予防給付に代わり、介護保険がますます利用しにくくなる。

しかし、独居の高齢者は増加するばかりなので、介護保険ではまかなえないサービスは介護保険外のサービスを利用しなくてはならなくなる。

また、厚生労働省は高齢者を在宅で支える方向で介護保険の改正を考えているので、制度以外のサービスのニーズは増える一方である。

③ 独居高齢者の閉じこもり防止・情報提供のニーズ

近年の高齢者は地域との関わりも希薄で、自分から積極的に外に出て行かなければ、誰とも会話もしない日が続くというのも稀ではない。高齢者が安心していつでも出て行ける場所の確保と、社会の情報からも疎外されやすい高齢者に必要な情報の提供の場が必要である。

④ 専門職の人材育成のニーズ

認知症高齢者の増加による専門職の人材育成が求められている。

また、ヘルパー資格の廃止と海外からの介護職の採用の解禁の流れの中で、介護福祉士の資格が脚光を浴びており、積極的取得を促されている。

介護保険の分野では介護支援専門員(ケアマネージャー)のニーズも依然として高いが、資格取得者はすでに専門職として現場で働いており、慢性的に需要と供給のバランスが取れていない。

(2) 競合相手

① 福祉サービスの利用に関すること。

成年後見制度・預貯金・貴重品に関すること。

高齢者サロンの運営。

以上は社会福祉協議会も同じサービスを提供しており、競合する。

② 介護保険適用外のホームヘルパー派遣に関しては、コムスン・アイリスなどの企業・有償ボランティア組織他と競合している。

③ 資格取得講座に関しては、タックやニチイ学館などの社会人対象資格取得専

門校と一部競合。

(3) 市場調査の結果

① 成年後見制度に関するヒアリング

8月呉市社会福祉協議会の基幹型在宅介護支援センターの職員に成年後見制度の現状についてヒアリングをした。

認知症や独居の高齢者または障害者の方のニーズはかなり高く相談ケースも増加傾向にある。研修会を開催すれば人も集まるし、強い関心を持っていらっしゃる方が多いので、市と弁護士会・社会福祉会・リーガルサポート広島・NPO法人成年後見広島が共催で成年後見制度相談事業を毎月第三月曜日に実施しているが、現状は手続きが複雑で、お金もかかるので関心の強さと利用が比例していない。

10月呉市在住の司法書士に成年後見の依頼状況についてヒアリングをした。司法書士会としての取り組みはしているが、ある特定の司法書士以外は今のところ成年後見の依頼は少ないのではないかとこの事であった。

在宅介護支援センターに持ち込まれる相談内容の中には、認知症の方で、日常生活が自立できていない、家族も遠方であるいは介護放棄のような形で成年後見の必要性まではいなくても日々の生活に支障があるケースが多くあった。

居宅介護支援事業所にヒアリング調査をした結果、判断能力に問題を生じている認知症の家族のいない方の契約についての問題があげられていた。

② 預貯金・貴重品管理に関するヒアリング

7月呉市社会福祉協議会の地域権利擁護事業の担当者に福祉サービス利用援助事業かけはし業務についてヒアリングを実施。

かけはしの利用の仕方は、相談の受付があった場合専門的な知識を持った担当者(専門員)が自宅や施設、病院などを訪問する。困りごとや希望を伺い、どのように支援をすればいいかを一緒に考える。その後、契約内容・支援計画を提案。契約内容に間違いがなければ、利用者と社会福祉協議会で契約を結ぶ。支援計画にそって、生活支援員がサービスを提供する。

利用者が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分でない方が対象なので、金銭管理や契約の問題などで後々トラブルになる可能性がある。安心して利用していただくために、契約内容を審査するための『契約締結審査会』、サービス提供の適正さを監督するための『運営適正化委員会』を設置する。これらの会は、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、利用者からの苦情を受付けるなど、適正な事業の運営の確保に努めている。

サービスの利用費用は相談は無料、福祉サービスなどの利用手続きや、日常的な金銭管理は1,500円/1回(2時間程度)・通帳や印鑑などの預かりサービスは1,500円/月である。

現状としては、日常的な金銭の預かりは最高500万円で、30件ほどのケースを抱えているが、問い合わせはその10倍はある。問い合わせが利用につながらない原因としては、1回1,500円の利用率に対する負担感である。また、社会福祉協議会側としても専門員だけではできない所を生活支援員が業務を担当しており、支援員は実際は半ボランティアで地域で信頼のある方に協力していただいている。利用率の1,500円は支援員への謝礼・交通費に充てられているので、社会福祉協議会としては赤字事業とのことである。

まだまだかけはし業務が一般に認知されていないので、委任状を持って銀行に行っても銀行側がかけはしの制度を理解していないので、サービスがはかどらない事が多い。どうしても、理解していただけない銀行に関しては、県の社会福祉協議会に制度の説明を依頼している。

10月呉市福祉保険課に民間としての福祉サービスの提供についてヒアリングを実施した。金銭管理や契約の代行のサービスは様々なリスクを負う。現在社会福祉協議会が行っているが委託事業である。慎重に行う必要があるとの見解であった。

② 介護保険適用外のホームヘルパー派遣に関するヒアリング

コムスン・・・サービス料金 60分未満 身体介護 4,221円

生活援助介護 2,184円

基本的には介護保険のサービスを勧めているが、介護保険限度枠を超える場合に、介護保険外のサービスになる場合がほとんどであるが、最近が必要にかられて介護保険外のサービスも増加している。介護保険では定期的に訪問するヘルパーを入れ変えるが、介護保険適用外のサービスであれば、ヘルパーの指名も可能。

※コムスンは有料老人ホームに積極的に参入。

アイリス(ニチイ学館)・・・サービス料金 60分未満 身体介護 4,088円

生活援助介護 2,184円

コムスンとほとんど同じ傾向にあるが、アイリスは介護保険外のサービスの提供を積極的に勧めているし、利用も増加している。

また、希望があれば介護保険でもヘルパーも指名は可能。

※ニチイ学館は小規模多機能施設を積極的に展開予定。

生協ひろしま・・・サービス料金 60分未満 身体介護 2,100円

生活援助介護 1,680円

生協組合員向けへのサービスであるのが特徴である。

セコム・・・サービス料金 60分 3,150円 交通費一律 900円

セコム独自のサービス体系で、身体介護も生活援助介護も同じ利用料金。

社会福祉協議会・・・介護保険外のサービスの対応はしていないが、介護保険の限度一杯にサービスを利用し、限度額を超過した場合にのみ介護保険外のサービスを提供となり、実費(介護保険の10割負担)となる。

キングスガーデン(社会福祉法人)・・・社会福祉協議会同様。

チェリーゴード(社会福祉法人)・・・介護保険対応のサービスは社会福祉法人で提供しているが、介護保険外のサービスは株式会社で提供している。同じ法人で介護保険も介護保険外のサービスを提供した場合、利用者が混乱しやすいため。

芸南たすけあい(NPO 法人)・・・介護保険対応のサービスと有償ボランティアのサービスを提供している。有償ボランティアのスタッフもヘルパー資格を有している。スタッフは、介護保険のヘルパーと有償ボランティアのヘルパーを兼務することがあり、類似する仕事の内容であってもどちらで仕事を受けたかで報酬がちがっているため、整合性が取りにくい現状がある。

有償ボランティアのヘルパーを利用したい場合は、チケット制で1時間700円と割安で要介護者であっても、介護保険対象外のサービスを受けたいときや、介護保険非該当の高齢者にとっては非常に心強い存在である。

しかし、緊急を要して利用場合は、ボランティアの手配に時間がかかり、利用に結びつかないという側面もある。

③ 広島県の介護福祉士のニーズについて

広島県における介護福祉士養成施設(通学過程)一覧

名称	定員
IGL健康福祉専門学校 介護福祉学科 2年制	80名
キャピタル国際福祉専門学校 介護福祉学科 2年制	40名
ヒューマンウェルフェア広島専門学校 介護福祉学科 2年制	40名

第二介護福祉科 夜間 3 年生	40 名
広島 YMCA 健康福祉専門学校 介護福祉学科 2 年制	70 名
介護福祉学科 3 年制	35 名
広島ビジネス専門学校 介護福祉学科 2 年制	30 名
広島加計保健福祉専門学校 介護福祉学科 2 年制	40 名
広島健康福祉技術専門学校 介護福祉学科 2 年制	80 名
広島福祉専門学校 介護福祉学科 2 年制	40 名
広島福祉専門学校 介護保育科 3 年制	40 名
専門学校国際医療福祉総合学院 介護福祉学科 2 年制	80 名
専門学校西広島福祉学院 社会福祉科 2 年制	80 名

以上のように広島県の介護福祉士の養成施設は全てあわせて約 700 名の定員であるが、これらの養成施設の生徒は卒業と同時に介護福祉士の資格を取得でき、養成施設はほとんど定員は満たされている。養成施設の受講生は 9 割方高校を卒業して資格取得のため通学する者であるが、県下で唯一のヒューマンウェルフェア広島専門学校の夜間コースは全員社会人であり、平均年齢は 35 歳から 40 歳で現在福祉現場で働いている人が大半を占めている。また、そのうち 1 割の人はすでに 3 年以上の勤務経験をもつ受験資格を有した者であって、介護福祉士の受験に対して自信がないため働きながら通学している。その特徴としては、昼間のコースも 1.5 割の受講生が社会人を経験して、福祉で働きたいと希望している者である。

新規事業である介護福祉士の資格取得講座は、受験資格を持ち勤務しながらあるいは今は休職しているがいずれ介護の方面で働きたいと考えている者をターゲットとしている。

だから、新卒者対象の養成施設の市場を調査しても、その結果の数字が新規事業にいかせるかが確信できないが、介護福祉士のほぼ 10 割の養成施設が定員は満たされているというのをみると社会的ニーズが高い、国家資格であることは分る。

社会人を対象とした新規事業とターゲットを共有する夜間のコースもヒアリングしてみると定員もみたまされている人気コースであるとのこと。

また、受験資格を持つ介護福祉士の通学過程の資格取得講座はニチイ学館などが

開講しているが、広島県では見当たらない。

④ 呉市のキリスト教会について

呉キリスト教会一覧

教会名	教会員数
日本キリスト教団呉山手教会	約 30 名
日本キリスト教団呉平安教会	約 100 名
日本福音宣教教団呉リバイバルセンター	約 70 名
救世軍 呉小隊	約 30 名
広福音キリスト教会	約 30 名
日本福音ルーテル呉教会	約 20 名
日本バプテスト呉キリスト教会	約 30 名
日本アライアンス呉教会	約 100 名
日本アライアンス本庄キリスト教会	約 50 名
日本アライアンス吉浦キリスト教会	約 30 名
日本聖公会呉信愛教会	約 20 名
日本福音宣教団安芸津キリスト教会	約 20 名
日本福音宣教団江田島キリスト教会	約 20 名
日本福音宣教団筆の里キリスト教会	約 15 名
日本福音教会連合焼山キリスト教会	約 30 名
秋月キリスト教会	約 20 名
ナザレン教団呉教会	約 100 名
インマヌエル総合伝道団呉キリスト教会	約 30 名
カトリック呉教会	約 300 名

以上の呉市のキリスト教会が社会福祉法人政樹会設立の際から祈りにおいて、資金面で、役員として参画、ボランティア派遣などの人的サポートを含め現在に至るまで、支援をしてくれている。

市内のクリスチャンの数が、約 1000 名いるが新規事業における会員の募集をする場合、その 1 割が会員になってくれたとしたら、100 名の会員数が開業当初から見込める。

さらに、会員の募集面だけではなく、新規事業の介護保険外のヘルパーやカルチャースクールの講師などスタッフとして、またはボランティアとして関わってくれる可能性が高い。

10. リスクと課題

(1) 利用料の設定が難しい。

介護保険と同様のサービスを提供する場合、介護保険は1割負担なので、整合性がとりにくい。

(2) 賃金の設定が難しい。

介護保険と同様のサービスの仕事をする場合、介護保険事業者と同じ賃金を支払うと経営を圧迫する。

(3) 信頼の構築

預貯金の出し入れ・貴重品の管理などは特に利用者にとの信頼関係を必要とされるので利用者にとって不安を抱かせないシステムづくりの構築が必要。

(4) 理念の継承

公益的な社会福祉法人の理念で対極にある利益を目的とする株式会社を経営できるか。

(5) 受講生の数が推定しにくい

資格取得講座は、ビジネスモデルがなく、受講生の数が読みにくく、予算がたてにくい。

11. サービス料金の設定

年会費	3万円
ヘルパー利用料	1時間 1500円 早朝時間帯(6:00から8:00、18:00から22:00)は25%加算 深夜帯(22:00から翌6:00)は50%加算 預貯金の出入 25%加算
貴重品の管理	1月 3000円
カルチャースクール	1月 3000円
会員の特典	ティサロン無料サービス 各種相談無料受付

資格取得講座

	介護福祉士	ケアマネージャー
講座期間	2回/週 6ヶ月	2回/週 6ヶ月
講座料金	チケット制 1回2時間4000円	チケット制 1回2時間4000円
資格の内容・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉現場で働くスペシャリストの国家資格 ●実務経験3年以上の受験資格で合格を目指す通学講座は稀有 ●実技指導あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護者の相談に対して適切なサービスを利用できるよう連絡調整を行うための必須の資格 ●実務経験5年または10年以上の受験資格で合格を目指す通学講座は稀有 ●少人数制

介護福祉士カリキュラム

期間 10月～3月 試験月 1月(一次試験)3月(二次試験)

月	火	水	木	金	土	日
A	B	A	B	予備日	C1	
					C2	

A講座 18:30～20:30

B講座 18:30～20:30

C1講座 10:00～12:00 C2講座 13:00～15:00

ケアマネージャーカリキュラム

期間 4月～9月 試験月 10月

月	火	水	木	金	土	日
A	B	A	B	予備日	C1	
					C2	

A講座 18:30～20:30

B講座 18:30～20:30

C1講座 10:00～12:00 C2講座 13:00～15:00

11. 売り上げと利益計画

1年目収入内訳

★ヘルパー派遣収入

会費(1年分)	3万×50人=150万
利用者収入	1500円×9回×12月×25人=405万
貴重品管理収入	3000円×12月×10人=36万
	収入 591万

★カルチャー教室収入

利用者収入	3000円×12月×50人=180万
	収入 180万

★資格教育講座収入

介護福祉士	4000円×8回×6月×25人=480万
ケアマネージャー	4000円×8回×6月×25人=480万
	収入 960万

1年目費用内訳

■ヘルパー派遣費用

常勤(管理者)1名	25万×15月 =375万
	法廷福利費375万×0.16=60万
	計 435万
登録ヘルパー5名	1200円×3時間×15日×12月×5人=324万
	費用 759万

■カルチャー教室費用

講師謝礼	1000円×25日×12月×6人=180万
	費用 180万

■資格教室講座費用

常勤 1名	20万 × 15月=300万
	福利厚生費300万×0.16=48万
	計 348万
非常勤講師3名	1500円×3時間×25日×12月×3人=405万
	費用 753万

2年目収入内訳

★ヘルパー派遣収入

会費(1年分) 3万×100人=300万
利用者収入 1500円×9回×12月×50人=810万
貴重品管理収入 3000円×12月×20人=72万
収入 1182万

★カルチャー教室収入

利用者収入 3000円×12月×100人=360万
収入 360万

★資格教育講座収入

介護福祉士 4000円×8回×6月×50人=960万
ケアマネージャー 4000円×8回×6月×50人=960万
収入 1920万

2年目費用内訳

■ヘルパー派遣費用

常勤(管理者)1名 25万×15月 =375万
法廷福利費375万×0.16=60万
計 435万
登録ヘルパー5名1200円×6時間×15日×12月×5人=648万
費用 1083万

■カルチャー教室費用

講師謝礼 1000円×25日×12月×6人=180万
費用 180万

■資格教室講座費用

常勤 1名 20万 × 15月=300万
福利厚生費300万×0.16=48万
計 348万
非常勤講師3名 1500円×3時間×25日×12月×3人=405万
費用 753万

3年目収入内訳

★ヘルパー派遣収入

会費(1年分) 3万×120人=360万
利用者収入 1500円×9回×12月×60人=972万
貴重品管理収入 3000円×12月×25人=90万
収入 1422万

★カルチャー教室収入

利用者収入 $3000円 \times 12月 \times 120人 = 432万$
収入 432万

★資格教育講座収入

介護福祉士 $4000円 \times 8回 \times 6月 \times 60人 = 1152万$
ケアマネージャー $4000円 \times 8回 \times 6月 \times 60人 = 1152万$
収入 2304万

3年目費用内訳

■ヘルパー派遣費用

常勤(管理者)1名 $30万 \times 15月 = 450万$
法定福利費 $450万 \times 0.16 = 72万$
計 522万

登録ヘルパー6名 $1200円 \times 6時間 \times 15日 \times 12月 \times 6人 = 777.6万$
費用 1299.6万

■カルチャー教室費用

講師謝礼 $1000円 \times 25日 \times 12月 \times 8人 = 240万$
費用 240万

■資格教室講座費用

常勤 1名 $24万 \times 15月 = 360万$
福利厚生費 $360万 \times 0.16 = 57.6万$
計 417.6万

非常勤講師3名 $1800円 \times 3時間 \times 25日 \times 12月 \times 3人 = 486万$
費用 903.6万

キングスガーデン連合加盟施設



一覧表

													青森	
													秋田	岩手
													山形	宮城
														8 9 10
													福島	1 2 3 4 5 6 7
			山口	島根	鳥取			福井	石川 19	富山	新潟		群馬 13	栃木
佐賀	福岡	大分	広島 26	岡山	兵庫 24 25	京都	滋賀	岐阜 18	長野	山梨		埼玉 14 15 16	茨城 11 12	
長崎	熊本	宮崎			大阪	奈良	三重 20 21 22 23	愛知	静岡			東京 17	千葉	
	鹿児島		愛媛	香川	和歌山							神奈川		
			高知	徳島										

- 1.エデンの園 8.南三陸キングスガーデン 15.主の園 24.やまじいこい園
 2.聖・オリーブの郷 9.星谷ブランチ 16.草加・キングスガーデン 25.山路園
 3.聖・輝きの郷 10.あいざっく・くらぶ 17.練馬キングスガーデン 26.呉ベタニアホーム
 4.表郷 聖・オリーブの郷 11.筑波キングスガーデン 18.奥飛騨ハレルヤホーム
 5.桑折 聖・オリーブの郷 12.筑波キングスガーデン 19.キングスガーデン金沢
 6.聖ハートフルケア福島 13.シオンの里 20.ベタニヤハウス 21.ベタニヤ複合施設
 7.シャロームホーム 14.川越キングスガーデン 22.共生園 23.大台共生園